

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する 調査結果について 事例集

令和4年3月

文部科学省

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社
マインドシェアが実施した令和3年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の
把握に関する調査事業」の成果物です。

■ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例

茨城県教育委員会.....	4
埼玉県教育委員会.....	12
豊橋市教育委員会.....	20
札幌市教育委員会.....	33
神奈川県教育委員会.....	39
宇都宮市教育委員会.....	45
群馬県教育委員会.....	51
新潟市教育委員会.....	61
山梨県教育委員会.....	64
愛知県教育委員会.....	69
三重県教育委員会.....	76
堺市教育委員会.....	80
湖南省教育委員会.....	84
稲敷市教育委員会.....	89
豊田市教育委員会.....	92
東京都教育委員会.....	102
静岡県教育委員会.....	106
佐賀県教育委員会.....	111
京都市教育委員会.....	114
横浜市教育委員会.....	119
長門市教育委員会.....	128

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する取組事例

茨城県教育委員会

取組内容

グローバル・サポート事業について

■概要

グローバル・サポート事業（令和元年度～3年度）は、茨城県内の小中高校に通う外国ルーツの子どもたちを本県と母国の架け橋となるグローバル人材及び地域の担い手として育成するために、茨城県内の教育関係機関等と NPO コモンズが連携し実施。

■実施のきっかけ

県内の日本語指導を必要とする児童生徒の増加に伴う日本語指導加配教員の指導力の向上、集住地域及び散在地域における支援体制の充実、県内の日本語指導体制構築に向けた関係機関及び外部専門機関との連携強化等を目的に実施。

※令和4年度～ グローバル・サポート事業の拡充

■取組詳細

①NPO 団体への業務委託（委託先：NPO コモンズ）

- ・ 翻訳サポートスタッフ、日本語アドバイザーの派遣 ※オンラインでも対応
- ・ 保護者や学校を対象とした電話相談（メール含む）の多言語対応（葡、西、英、比）
- ・ オンライン多言語進路ガイダンスの開催（葡、西、英、比、タ、中、越、日等）
- ・ 日本語指導研修動画の配信（筑波大教員監修による）
- ・ 多言語版就園・就学のためのリーフレット（英、葡、中、西、比、越）

※リーフレットは PDF・Word で作成。

各自治体、学校の状況に合わせて修正し、活用いただけるよう Word 版を作成。

修正して活用している事例は、帰国・外国人児童生徒連絡協議会で共有している。

※上記の動画や資料はコモンズ HP(<http://www.npocommons.org/>)にて提供

(参考)就園・就学リーフレット HP/就園・就学リーフレット(英語版)抜粋

The image shows a screenshot of a 'Guidance for Enrollment' leaflet. On the left, there is a table of contents with columns for 'School Level' (e.g., 2nd grade, 3rd grade, middle school) and 'Language' (e.g., English, Spanish, Portuguese, Chinese, Vietnamese, Japanese). The main part of the leaflet features a colorful illustration of children and the title 'Guidance for Enrollment' in English and Japanese. On the right, there is a detailed table titled 'Facilities for Preschool Children' with multiple columns listing various services and facilities.

・帰国・外国人児童生徒ハンドブックの作成(12言語版)

日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒のための学習の手引きとして、生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用できるように作成。

スペイン語・タイ語・フィリピン語(タガログ語)・英語・韓国語・ポルトガル語・中国語・インドネシア語・ロシア語・ベトナム語・ネパール語・ウルドゥー語の12言語に対応。

(参考)帰国・外国人児童生徒等ハンドブック1～3 ダウンロードページ

帰国・外国人児童生徒等ハンドブック1～3

日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒のための学習の手引きです。

生活や学習のなかで使われる日本語表現を母語で表記し、児童生徒が活用できるようにしています。

帰国・外国人児童生徒ハンドブック1

[ハンドブック1の使い方](#)【PDF:44KB】

- 01 [スペイン語](#)【PDF:996KB】
- 02 [タイ語](#)【PDF:2.2MB】
- 03 [フィリピン語\(タガログ語\)](#)【PDF:1.1MB】
- 04 [英語](#)【PDF:1.2MB】
- 05 [韓国語](#)【PDF:1.0MB】
- 06 [ポルトガル語](#)【PDF:1.1MB】
- 07 [中国語](#)【PDF:1.1MB】
- 08 [インドネシア語](#)【PDF:1.1MB】
- 09 [ロシア語](#)
- 10 [ベトナム語](#)【PDF:4.0MB】
- 11 [ネパール語](#)【PDF:3.7MB】
- 12 [ウルドゥー語](#)【PDF:2.9MB】

(<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/gakuryoku/nihongo/bo-1-3.html>)

②大学への研究委託（委託先：筑波大学日本語・日本文化学類「外国人児童生徒のための研究グループ」代表 澤田浩子准教授）

・中学校に在籍する日本語指導が必要な生徒と筑波大学の教員・学生を遠隔で結び、初期の日本語学習支援や日本語能力評価を行う。なお、日本語学習支援は学生（日本語サポーター）が実習として実施する。

・基礎研究協力校（日本語指導教室非設置中学校：6校 22名）

・日本語サポーターの養成（外国人児童生徒支援研究・実習）

⇒令和2～3年度研究成果を踏まえ、県内の全中学校で日本語指導教室非設置校に在籍する日本語指導を必要とする生徒を対象とした事業へ令和4年度より拡充

③帰国・外国人児童生徒連絡協議会（オンライン形式）

・行政説明、大学教授による講義、グループ協議

・帰国・外国人児童生徒が在籍する学校管理職、県及び市町村教育委員会担当者、県及び市町村国際交流協会、各関係機関担当者

【予算】

・グローバル・サポート事業（県単・国補）

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）を活用。

NPO コモンズへの業務委託、筑波大学への研究委託等が主。

筑波大学との研究では、産学連携推進本部の支援を受け、学内及び民間企業との共同研究締結により予算確保（凸版印刷、NTT ドコモ、ポリグロッツ等）

【周知方法・内容】

・帰国・外国人児童生徒連絡協議会での行政説明

・県指導主事等研究協議会国際教育部会等での情報共有

・保護者及び学校への案内チラシでの周知

①日本語指導に関するプラットフォームの充実（NPO コモンズ HP）

②筑波大学実証研究では、各自治体との覚書締結、各学校での保護者説明会、DLA 結果のフィードバックの実施、進路ガイダンス、学生によるオンライン学習支援（夏季休業中）

■成果・今後の方針

【成果】

①NPO 団体への業務委託

県内広域の支援体制強化に向け、NPO をハブとした人的ネットワークの連携や、オンラインによる通訳及びアドバイザー派遣による県内広域派遣、業務の効率化、多言語化への対応が成果として挙げられる。

②筑波大学への研究委託

オンラインでの継続的な支援の効果測定（DLA アセスメントテスト）による生徒の日本語能力の向上や、大学と民間企業との連携によるコンソーシアムの構築が成果として挙げられる。

【課題】

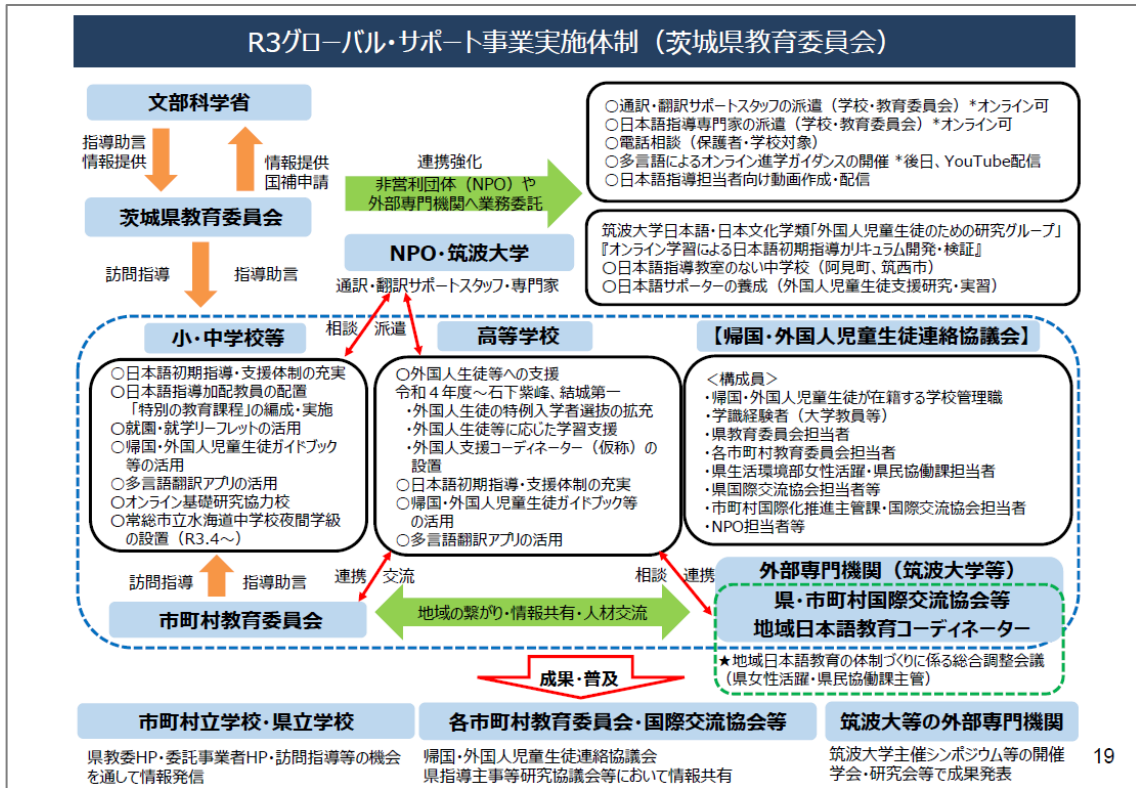
- ・日本語指導ボランティアの指導方法の意識改善、協力体制の再構築（指導方法の相違、対面指導の重視等）
- ・日本語指導担当教員の指導力向上
- ・オンラインでの支援等を通じた教員の ICT 活用能力の向上、安定したネットワーク環境の設定
- ・コロナ禍でも対応できるよう、一人一台端末を有効活用した日本語指導の在り方
- ・大学内の研究グループ設立に向けた教員による研究体制の構築、日本語サポーターの確保

【今後の方針】

- ・外国人児童生徒支援のためのデジタルプラットフォームによる価値の創出
～オンライン学習によるアセスメントテスト結果、個別支援計画・学習履歴等のデータ管理
- ・コンソーシアムを活用した小中高のシームレスな支援体制の構築～学習からキャリア形成での一体的な支援体制（ステークホルダー：自治体・大学・産業界）
- ・大学と民間企業の学習プログラム共同研究の更なる支援～アプリ・Web 等を活用した指導体制のパッケージ化
- ・高等学校外国人生徒支援事業（県立石毛紫峰高校、結城第一高校）における、外国人生徒特例枠の拡大（40 人）、外国人生徒支援コーディネーター及び言語スタッフの配置

■参考資料

<説明資料> 【ポンチ等】 R3 グローバル・サポート事業 一部抜粋



R3オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証のための基礎研究（拡充）

<目的>

- インターネットを活用した遠隔支援システムによる日本語の支援体制の充実に向け、オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証のための基礎研究を行う。
- (1) 日本語指導を必要とする児童生徒のための日本語初期指導カリキュラムの開発と検証
- (2) 日本語サポーター養成の教育カリキュラムの開発と検証
- 日本語指導を必要とする児童生徒等への支援の充実を図るため、筑波大学における、日本語サポーター養成のためのカリキュラムの実施及び地域人材の活用を図るための実施及び地域人材の活用を図る。

【1】基礎研究協力校の役割

【実施期間】令和3年5月（予定）～令和4年2月
 【内容】日本語指導を必要とする生徒が、DLAアセスメントテストの結果に基づき、オンラインでの日本語サポーターから支援を受講

- ★校内の支援協力体制
- ★ニーズ調査への協力
- ★特別的教育課程の編成
- ★通信ネットワーク環境の設定
- ★本人、保護者への説明会の開催
- ★DLAの結果に基づく、学校関係者との情報共有の機会
- ★日本語サポーターとの関係構築

【2】筑波大学（研究委託）の役割

【研究期間】R3年契約締結日よりR4年3月
 【運営主体】「外国人児童生徒のための研究グループ」
 （筑波大学教員、日本語コーディネーター等）
 【内容】該当生徒の日本語能力の測定や分析、日本語サポーターの育成
 オンライン学習カリキュラムの開発・検証、研究成果の普及等
 【その他】研究期間は原則1年（2年目）

- ★オンライン授業実施前に、日本語サポーター等は学校へ出向き、交流会などを通して親和関係づくりの実施
- ★複数の対象生徒へのオンラインでの支援体制の研究
- ★学習コンテンツの共有化、オンラインDLAアセスメントテストの拡充
- ★研究成果等を学会・研究会等で成果発表による全国への発信と普及

【Goal】

- 日本語指導を必要とする生徒へのオンライン学習の提供
- 筑波大学との連携した日本語初期指導カリキュラムの開発と普及

日本語サポーターによるオンライン支援を楽しみに待つ生徒のイメージ

DLAアセスメントの結果に基づき、個別の支援計画を作成し、各学校へ提供することで、日本語指導を必要とする生徒の日本語習得の理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能に

【3】市町村教育委員会の役割

- 基礎研究校への指導助言
- 日本語コーディネーターとの連絡調整
- 筑波大研究グループとの研究協力体制
- 研究記録の補助及び提供



対象生徒保護者への説明会の様子

【4】県教育委員会の役割

- 基礎研究校及び研究委託先への指導助言
- 報道機関等への情報提供
- 全国指導主事連絡協議会等での情報収集
- 国補助事業申請手続き等



オンラインでの通訳のイメージ

※県事業「グローバル・サポート事業」（R1～R3）
 <業務委託先：NPOコンソ>
 基礎研究協力校に対して、予算の範囲内で、面談等での通訳サポートスタッフの派遣や日本語指導の専門家（年3回程度）の計画派遣が可能 ⇒直接、各学校から委託事業者へ連絡

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
基礎研究校	研究協力期間											
筑波大学	委託手続	プログラム開発・養成・協力校での研究・検証										
市町村	連絡・調整	指導助言・連絡調整										
県	構築・委託	調整と連絡・調整・事業構築										
		構築・委託										

令和2年度筑波大オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム研究事業報告書 一部抜粋

日本語支援を開始するまでの流れ

説明会

日本語支援を開始する前に、生徒と保護者に集まっていただき、支援の概要について説明会を行います。支援の目的や内容、進め方など、保護者の方にも十分ご理解をいただいでから支援を開始します。また、家庭での生徒の学習状況や、保護者の方からの将来に対する希望や不安などもお聞きし、支援計画の参考にします。このように、学校・家庭・大学が連携して、生徒の成長を見守るためのサポート体制を作っていきます。

説明会のあとに、生徒・保護者には、実証研究に参加し協力してもらうための書類に記入をしてもらいます。



生徒・保護者への説明会の様子や聞きとり

交流会

日本語支援の開始に向けて、日本語サポーターを担当する大学生が学校を訪問し、生徒との交流会を行います。自己紹介をしたり、さまざまなおしゃべりをする中で、お互いのことを少しずつ理解していきます。また、日本語サポーターは、子どもたちの普段の勉強の様子や、学習の目標について聞き、お互いの信頼関係を築いた上で、オンラインでの支援を開始



大学生による日本語サポーター

* 本事業では、生徒の人権及び個人情報等の保護に関して、筑波大学で、十分に留意した上で研究を行っています。また、生徒・保護者にも、十分に留意した上で研究を行っています。

日本語アセスメント

生徒の日本語で学力を正しく把握するために、日本語コーディネーターが日本語アセスメントを実施します。アセスメントには「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」を利用しています。

**外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント
DLA(Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)とは…**

文部科学省が開発した子どもための日本語の力を測るためのアセスメントです。

- ・子どもたちの潜在的な力を引き出せるよう、一対一の対話を重視
 - ・日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒が対象
 - ・言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要か、指導計画の検討に役立てることができる
- (参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

DLAの実施後、結果を分析し、生徒一人ひとりに診断シートを作成して学校と情報を共有しています。



DLA実施の様子
(対面、またはオンラインで実施します)



DLAのタスクの一例

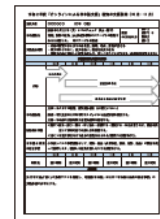


DLA診断シート

支援計画の立案

DLAの分析結果をもとに、日本語コーディネーターが生徒一人ひとりの支援計画を作成します。日本語支援で行う内容には、大きく以下の4つのプログラムがあります。生徒のレベルやニーズに応じて、これらを積極的に組み合わせる支援内容をカスタマイズします。この支援計画をもとに、日本語サポーターは支援を実施します。

- サバイバル日本語** 日本の学校生活や社会生活に必要な知識や、そこで日本語を使って行動する力を身につけます。
 - 日本語基礎** 発音や文字、語彙や文型など、日本語の基礎的な知識を学びます。
 - 技能別日本語** 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能に焦点を絞って学習します。特に読解・作文など目的に応じて読み書きする力を高め、教科学習につなげます。
 - 日本語と教科の統合学習** 在籍学級での授業参加に向けて、教科の内容と日本語の表現とを組み合わせる学びます。
- (参考)「外国人児童生徒受け入れの手引き 改訂版」「日本語指導のプログラム」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



個別の支援計画

■令和3年度 グローバル・サポート事業チラシ（コモンズ） 一部抜粋

茨城県教育委員会 委託

グローバル・サポート事業

2021

学校文書を
翻訳してほしい

外国人児童生徒の受け入れ
の仕方や配慮事項を教えてください

保護者面談で
通訳を呼びたい

日本語指導を
サポート
してほしい

日本語教材や
指導法などの
情報が欲しい

当事業では、外国人児童生徒にまつわる様々なサポートをしています！
事業費で対応しますので、無料です。また、先生方の事務的負担もありません。
まずはお気軽に、お電話やメールでご連絡ください。

認定NPO法人 茨城NPO

住所：〒303-0801 茨城県水戸市...

＜連絡先＞
TEL：070-2303-XXXX

月曜～金曜 9：00～17：00
※外国語での対応は14：00～

E-mail: global@npoc.jp

サポート内容

グローバル・サポート事業は、今年度（令和3年度）で3年目を迎えました。

通訳者・日本語サポーター派遣

就学時の説明・手続きや保護者面談、生徒指導などの通訳派遣を行っています。

また、日本語が分からない児童生徒に対し、サポーターを派遣して、取り出しの日本語初期指導を行っています。

例年、進路面談で多くご活用いただいています！
また、オンラインでの通訳派遣、取り出し授業に力を入れています。

文書翻訳

翻訳ソフトと翻訳サポーターによるネイティブチェックを併用し、学校文書やその他書類等の翻訳を行います。データをお送りいただき、翻訳して返送します。データは、Word、Excel、PowerPointで、加工できる状態のものをお送りください。
Faxや『一太郎』は非対応のため、ご相談ください。

翻訳実績：新入学説明会資料、行事（運動会や学校祭、修学旅行など）のお知らせ、国際学級での成績表、保健調査票など

翻訳言語：英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語、タイ語、ウルドゥー語など
(ネイティブチェック対応の可否は事前相談)

電話・メール相談

外国人保護者や児童生徒への対応・指導方法や、日本語指導等に関して、アドバイスや情報提供、相談対応を行います。必要に応じて関係機関にお繋ぎします。

電話相談は、英語、タガログ語、ポルトガル語でも対応しています。（平日14時以降～）

サポート方法のご提案もさせていただきます。
まずはご連絡ください。

専門家の派遣・相談

日本語指導専門の大学教員、日本語教師、日本語指導経験者等を派遣し、指導のアドバイスや情報提供、相談対応を行います。

外国人児童生徒の日本語レベルのチェックや、日本語指導担当教員向けに研修も行います。

日本語指導に関するものだけでなく、在留資格についてや異文化の保護者対応ならではの相談を受けました。

日本語指導担当教員向け研修動画

筑波大学教員等の監修による、日本語指導担当教員の指導力向上のための研修動画を作成しホームページに掲載します（8月末までに掲載予定）。ぜひご利用ください。

こちらからご覧いただけます。

テーマ（予定）

- 外国人児童生徒の現状・特徴
- 子どもの言語と認知の発達
- アセスメント（DLA紹介）
- 日本語指導方法
- リソース紹介
- 特別な支援の必要性のある子への配慮と支援

高校進学ガイダンスの実施

当会発行の「進学ガイドブック」に沿って、日本の学校制度や茨城県の高校入試について説明します。昨年度は、オンラインで言語ごとに国を分け、全6回（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ウルドゥー語、タガログ語）開催しました。

◀進学ガイダンスのホームページ
こちらから動画をご覧いただけます。

「進学ガイドブック」は、英語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語版を発行しています。

埼玉県教育委員会

取組内容

多文化共生推進員による支援について
オンライン日本語教室について
通訳・翻訳支援について

①多文化共生推進員による支援

■概要

県立高校38校に日本語指導に関する資格や経験を有する多文化共生推進員40名を配置し、帰国・外国人生徒の日本語支援を行う。

■実施のきっかけ

平成14年度に「帰国生徒等サポート事業」を開始し、その一部として「日本語指導職員」（平成17年度から「日本語コミュニケーションアドバイザー」に改称）を配置した。平成19年度から「多文化共生推進事業」を実施している。

県内の公立高校に在籍する外国人生徒及び帰国生徒の合計数は増加傾向にあり、日本語指導の必要性が高まり、毎年度対応している。

■取組詳細

具体的な支援内容について

- (1) 授業の理解に困難がある生徒に対する日本語の支援に係る授業補助
- (2) 始業前や放課後の日本語の個別指導や教育相談
- (3) 日本語指導のための教材の開発・作成
- (4) 教員と連携を図り、他の生徒との相互理解を深めるための交流事業の実施

県内の公立高校に在籍する外国人生徒及び帰国生徒の合計数は増加傾向にあり、配置する学校数及び多文化共生推進員の人数を増やし対応している。

多文化共生推進員が日本語レベルやニーズを生徒から聞き取ったうえで、どのような対応が可能かを学校と相談し支援活動を始めている。

多文化共生推進員の募集については、埼玉県国際交流協会や日本語教師養成学校に直接案内することで、日本語指導に関する資格や経験を有する多くの人材から応募いただくようになった。

【担当者】

教育委員会（高校教育指導課）

多文化共生推進員の採用・配置を決定している。

②オンライン日本語教室

■概要

県立高校に配備された ICT 環境を活用し同時双方向的に行われるオンライン日本語教室（遠隔による日本語補習）を、年間計画を立て実施する。

■実施のきっかけ

日本語支援が必要な生徒の広域散在化に対応する必要性がより高まったため、令和2年度に試行実施を行い、令和3年度から実施している。

■取組詳細

委託はせず、教育委員会が直接採用した多文化共生推進員が、計画・教材準備・実務を担当している。

多文化共生推進員のうち2名（全日制1名、定時制1名）により、オンライン日本語教室の年間指導計画（各35回程度）を作成。週1～2回配信し、同時双方向での日本語学習の機会を提供する。

日本語教師養成学校及び埼玉県国際交流協会での研修をしている長期研修生（県立高校教員）が可能な範囲で技術面を含めサポートを行う体制とした。

これにより、日本語指導の時間をより多く確保し、言語に起因する学校生活の問題の解決を図り、安心して学習できる環境の整備を目指す。

オンライン日本語教室では、参加希望者を募り、年度途中からの参加も可能としている。画面上で自分の顔を表示しない生徒もいるが、指導者は常に発言しやすく参加しやすい雰囲気づくりを心がけている。

【担当者】多文化共生推進員

配置された校内において、オンライン日本語教室を実施している。

③通訳・翻訳支援

■概要

通訳員の派遣や通訳翻訳機器の活用により、教員と生徒・保護者とのコミュニケーションのサポートを行う。

■実施のきっかけ

通訳員がいない場面でも外国人生徒及び保護者との円滑なコミュニケーションを図り、より効果的な支援を実現できるようにすることを目的としている。通訳員の派遣に加え、令和3年度から、多様な言語に対応できる通訳翻訳機器を多文化共生推進校に配備している。

■取組詳細

原則として、通訳員の手配については各校が行う。市町村国際交流協会一覧の情報を各校に提供し、各校が地域の国際交流協会等に依頼している。

通訳派遣に係る費用は、予算の範囲内で県が負担する。英語、スペイン語及びポルトガル語に係る通訳・翻訳支援については、国際交流員（JETプログラム参加者）の派遣及びオンライン通訳での対応を可能とする。

保護者の対応可能な時間に可能な限り寄り添い、通訳の時間設定の要望に応じている。

令和3年度から多文化共生推進校に通訳翻訳機器（ポケトーク）の配備を行う。

令和3年度は54台を44校に配備し、日本語の不自由な保護者を含む三者面談などで活用した。

①②③事業全体

■予算・財源

総事業費 31,533,000 円

令和3年度教育支援体制整備事業費補助金（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）のうちI 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業による補助
9,565,000 円

■成果・今後の方針

【成果】

多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒の日本語能力が向上し、授業の理解が深まった。同生徒が在籍する学級、学年又は学校の関係する全生徒の多文化共生に対する意識が向上した。

多文化共生推進員と学校職員が情報共有を図り、生徒の進路が実現するなど効果的な支援につながった。

通訳支援により、学校職員が生徒や保護者と円滑な意思疎通や情報共有を実現でき、きめ細かな支援につながった。

【課題・改善策】

・日本語支援を必要とする生徒の増加や多様化、更には県内の広範囲に生徒が散在する状況を踏まえた日本語支援の方策を検討する必要がある。

⇒改善策として、令和3年度からオンライン日本語教室を導入し、遠隔による日本語支援の機会を提供している。

・入学前後から必要な事務手続や日々の問合せ等にも様々な言語で対応する必要がある。
⇒改善策として、多様な言語に対応できる通訳翻訳機器を配備し、外国人生徒及び保護者との円滑なコミュニケーションを推進し、より効果的な支援を実現できるようにしている。

・以前は多文化共生推進員の応募が少なく、人材確保が難しかった。
⇒改善策として、募集を埼玉県国際交流協会や日本語教師養成学校に直接案内することで、日本語指導に関する資格や経験を有する多くの人材から応募いただくようになった。

【今後の方針】

財源の可能な範囲で、多文化共生推進員の配置を希望する全ての学校に、多文化共生推進員を配置する。日本語支援が必要な生徒の広域散在化に対応するため、オンライン日本語教室を充実・定着させる。

1 多文化共生推進事業の1年間の流れ

	県立高校	多文化共生推進員	その他
2月	配置について（通知）	募集（県HP、日本語学校）	補助事業の事業計画書提出
3月	配置申請	応募書類受付 面接	補助事業の交付申請
4月	配置決定通知 学校への令達	配置決定案内	傷害保険の加入
	支援の開始・個別対応		
	勤務状況報告書（毎月）		
3月	事業報告書の提出	支援の終了	補助事業の報告書提出

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

3

2 多文化共生推進員による支援

(4) 具体的な取組

ア 授業の理解に対する日本語の支援

- ・生徒に寄り添った学習支援
- ・日本語指導のための教材の開発・作成

イ 始業前や放課後の日本語の指導

- ・情報共有や円滑なコミュニケーション
- ・授業の予習・復習や日本語能力検定試験受験に向けた支援
- ・進学指導のサポート



担任

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

8

2 多文化共生推進員による支援

(4) 具体的な取組

ウ 他の生徒との相互理解を深めるための交流事業

- ・校内の多文化共生の意識を醸成するための多文化理解講演会の実施

エ 教育相談・生活相談（心理サポート）

- ・進路に係る二者面談あるいは三者面談への同席
- ・生徒又は保護者を含めた生活相談や個別相談への対応

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

9

4 通訳・翻訳支援

- (1) 通訳ボランティアの派遣
- (2) 教育局に配置されている国際交流員による通訳支援
- (3) 通訳翻訳機器（ポケトーク）の活用（令和3年度より）

- ・入力した音声を瞬時にテキストと音声に翻訳
- ・入力した文字をテキストに翻訳
- ・カメラ機能で撮影した文字を自動で認識し、テキストに翻訳または読み上げ



令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

12

6 成果及び今後の課題と展望

成果

- (1) 多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒のうち日本語能力が向上し、授業の理解が深まった。77.2%
- (2) 多文化共生推進員による支援を受けた外国人等生徒が在籍する学級、学年又は学校の関係する全生徒のうち多文化共生に対する意識が向上した。87.3%
- (3) 多文化共生推進員と学校職員が情報共有を図り、生徒の進路が実現するなど効果的な支援につながった。
- (4) 通訳支援により、学校職員が生徒や保護者と円滑な意思疎通や情報共有を実現でき、きめ細かな支援につながった。

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

17

6 成果及び今後の課題と展望

課題

- (1) 日本語支援を必要とする生徒の増加や多様化、更には県内の広範囲に生徒が所在する状況を踏まえた日本語支援の方策を検討する必要がある。
- (2) 入学前後から必要な事務手続や日々の問合せ等にも様々な言語で対応する必要がある。

令和3年度 外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会 事例発表②

18

豊橋市教育委員会

取組内容

市役所・教育委員会の連携した取組について
日本語適応教室における初期の集中指導コースの開設と
オンラインの活用について

①市役所・教育委員会の連携した取組について

■取組詳細

(1)市役所市民課窓口から教育委員会の学校教育課への案内

市役所市民課の窓口では、外国人住民が市内に転居の手続きをした場合、庁舎内で各種手続きを行うように案内を行っている（例えば、子育て支援課で子ども手当の手続きをする等）。就学年齢の子どもがいる場合は、学校教育課で手続きを行うように周知している。

(2) 教育委員会内で協議している転入手続きへの取組

転入手続きでは、学事担当者と外国人児童生徒教育相談員（ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語、やさしい日本語での対応が可能）が立ち合い、日本の公立学校での就学意思の確認を行い、「転編入指定通知書」に記入をしてもらっている。

その際、日本の学校に初めて編入する児童生徒や、他市町村からの転入でも滞日歴が短く日本語に不安を感じている児童生徒には、初期支援コースでの指導を受けることができると案内している。

「転編入指定通知書」記入後、「就学援助制度」の説明を行う（ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語の翻訳文書を整備）。

その後、外国人児童生徒相談コーナーにて、就学に関する詳しいガイダンスを実施（外国人児童生徒相談コーナーは、庁舎内の学校教育課と同じフロアーに開設）。その際、転編入時に学校で必要な書類の説明をし、「転編入パック」として学校での手続きに持参するように説明をしている。

※「転編入パック」

ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語、中国語の翻訳文書を整備し、以下の文書を入れている。なお、これらの文書は全て「豊橋市外国人教育資料」のHP(<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>)に公開している。

- ・ 児童生徒生活調査票
- ・ 健康カード
- ・ 緊急時児童下校カード（小学校）／緊急連絡カード（中学校）
- ・ 学校給食申込書
- ・ 「がっこうでつかうもの」（小学校）／「中学生の身だしなみ」（中学校）

- ・独立行政法人スポーツ振興センター加入の申し込み
- ・学費口座振替依頼書 記入例
- ・食物アレルギー調査
- ・結核健診問診票
- ・就学援助のお知らせ
- ・「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(文部科学省作成)
- ・学校用語集

保護者には学校での手続き時に、印鑑、通帳、健康保険証、母子手帳（ない場合は、母国の予防接種の記録）を持参するように伝えている。

※日本語に通じない児童生徒の下学年への編入について

学齢相当学年への編入を原則とするが、中学校3年生や過年齢（16歳）で、日本の高校への進学を本人も保護者も強く希望する編入生徒については、状況に応じて学年を一つ下げて受け入れる等の配慮も行っている。

(3)就学児検診の案内を出す際の手組

1. 就学時健康診断までに渡す書類の整備

10月初めに、教育委員会から来年度の就学対象児童の名簿が学校に届けられる。その際、翻訳版の提出書類（ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、中国語）を添付し、学校は該当児童の言語に合わせて翻訳版を活用。

また、本市発行の広報誌「広報とよはし」の外国語版でも、就学時健康診断のお知らせを掲載して、広報に努めている。

2. 就学手続きの返事

外国人家庭の場合、日本の学校に対する情報不足から就学を迷う場合もあり、就学手続きの返事が来ないこともある。その場合は、家庭訪問を行い就学の意思を確認している。返事を促す手紙の翻訳版も用意しており、家庭訪問の際に活用している。

保護者が就学を決めかねている場合には、教育委員会の外国人児童生徒相談コーナーから、保護者に連絡をし、就学を勧めている。

3. 就学時健康診断

外国人の子どもの場合、就学前に本国と日本を行き来している場合があり、学校は保育園や幼稚園、外国人向け託児所などから、就学前の状況や日本語理解力について事前に聞き取りをしている。

日本語が全く理解できないことがあらかじめ分かっている児童については、就学時健康診断に通訳が付き添って母語による説明を行うことで、子どもの不安感を軽くしている。発達検査では日本語がわからなくても、通訳が支援することで、数や関係性を理解する力については測ることができる。

教育委員会では、就学時健康診断時に簡単な語彙調査（愛知県「プレスクール実施マニュアル掲載の語彙調査から一部を抽出したもの」）の実施を学校に依頼。新1年生の学級編成の資料となると共に、次年度の教育委員会のバイリンガル相談員やスクールアシスタント等の母語対応支援者の配置等を決定する際の大切な情報となっている。

外国人児童数が多い学校では、保護者向けに講演会などを行っている間に外国人の保護者だけを別室に集め、説明会を行う。外国人保護者を対象とした詳しい説明は、保護者の不安を解消する上で非常に有効な取り組みである。この時、提出書類の説明を行い、児童の成育歴や保護者の日本語の理解力なども確認している。

1月になると、市教委から就学通知が保護者宛てに郵送される。入学説明会では、就学通知が届いたら必要事項を記入し学校に必ず提出することや、入学説明会の日程など、今後の予定についても保護者に伝えている。

4. 入学説明会

日本人の保護者なら常識として知っていることでも、外国人の保護者は知らないことがあり、一斉の入学説明会では必要な事柄が完全には伝わらない。そのため、別室に外国人の保護者だけを集めて、説明会を行っている学校が多い。

教育委員会では、外国人保護者向けの入学資料「豊橋版就学ガイドブック もうすぐ1年生」（豊橋市外国人児童生徒教育資料

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/gaidobukku/gaidobukku.html>）を作成しており、学校にこの入学資料の活用を促している。

入学説明会では、通学班での通学やそうじ、欠席時の連絡等、学校生活について説明し、更に入学式の日時や服装、持ち物等の確認もしている。「生活調査票」や「保健調査票」なども、可能な限りこの場での提出を求めている。

■参考：一連の流れ

	市教委 ●通訳派遣 ◆翻訳文書	学校	特別支援 未就園
10月	<p>学齢簿の作成 (次年度就学予定児童名簿の打ち出し) 就学予定児童名簿を学校に発送 ◆市教委作成の翻訳書類 (HPに多言語で公開) →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学案内 ・就学時健康診断のお知らせ ・就学時保健調査票 ・就学時健康診断に関する書類の提出の仕方 ・予防接種のお知らせ ・アレルギーの調査 ・未提出者への保健調査票提出のお願い(再) ・台風の影響が心配な就学時健康診断について ・就学時健康診断の結果 <p>●就学時健康診断への通訳派遣 ←</p> <p>●特別支援学校や特別支援学級への入学を考慮される児童の就学相談に通訳を派遣 ←</p> <p>◆就学時健康診断を受けなかった児童に対する翻訳文書での再度のお知らせ ←</p>	<p>①就学時健康診断のお知らせを就学予定児童の家庭に配布 ・翻訳された必要書類を同封する</p> <p>②保護者が記入した就学時保健調査票が学校に戻る</p> <p>③就学時保健調査票が戻らない場合 ・家庭への電話連絡、家庭訪問 ・未提出者への翻訳文書保健調査票提出のお知らせ(再) (翻訳版あり)</p> <p>④就学予定外国人児童の名簿を作成 ・市教委に就学時健康診断の通訳依頼 ・幼稚園、保育園、外国人向け託児所等への聞き取りをする</p> <p>⑤就学時健康診断 ・日本語能力に応じてグループ分けをし、必要に応じて通訳を付ける ・簡易版の聴覚調査を行う ・保護者への対応 ・教員・通訳による情報交換</p>	<p>【特別支援】 通訳派遣で支える ●就学相談 ●発達検査 ●特別支援学校の体験入学等の相談に対する通訳派遣</p> <p>【未就園】 就学前プレスクールにつなげる ・プレスクール事業 (豊橋市多文化共生・国際課)</p>
1月	<p>◆就学予定の子どもがいる外国人家庭に多言語対応の就学通知書を郵送 保護者が必要事項を記入し就学届けを提出</p>	<p>⑥校内就学指導委員会 ⑦就学時健康診断を受けなかったが、その後就学を希望する場合は、学校で健康診断を行う</p>	
2月	<p>●新入学児入学説明会への通訳派遣 ←</p> <p>◆市教委作成の翻訳文書 (HPに多言語で公開) →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活調査票 ・緊急連絡先カード ・学費の口座振替依頼書の書き方 ・保健調査票 ・就学援助のお知らせ ・「豊橋版就学ガイドブック もうすぐ1年生」 	<p>⑧就学予定児童が確定する ・市教委に入学説明会の通訳依頼</p> <p>⑨新入学児入学説明会 ・外国人保護者を集めた説明 ・経済的に困難な家庭への支援 (就学援助の広報、学習用品のリサイクルなど)</p>	
3月	<p>就学援助の申請の受付 ●申請窓口に通訳の配置</p>		
4月	<p>◆入学式のお知らせ ◆入学後にすぐ必要となる翻訳文書 (HPで公開) →</p> <p>●入学式への通訳派遣 ←</p> <p>1年生の聴覚調査 (日本語指導計画作成の参考に) →</p>	<p>⑩学級編制 ⑪入学式の案内の配布 ⑫入学式 ⑬日本語指導計画作成 (1年生聴覚調査)</p>	

②日本語適応教室における初期の集中指導コースの開設とオンラインの活用

■実施のきっかけ

豊橋市では増加する日本語指導が必要な外国人生徒への支援として、2018 年度に「みらい東」、2019 年度に「みらい西」を開設し、指導体制を整えてきた。

市内では外国人住民の散在化が進み、今後登下校の課題から、通級を諦めざるを得ない生徒が出てくることも考えられたため、今年度はパイロットプロジェクトとして、「みらい西」をベースにして、Teams を使ったオンライン授業を計画した。

※豊橋市教育委員会では、令和3年度文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業〔帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業〕」の補助を受けており、その実施項目に「ICT を活用した教育・支援」も含まれる。

このプロジェクトは、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」という GIGA スクール構想にも合致している。

今回のプロジェクトで行う日本語指導のプログラムは、「日本語と教科の統合学習」のうち「JSL カリキュラム英語科」。英語の授業はアクティビティが豊富で「導入→ルールの定着→運用」という授業の流れが、オンライン授業との親和性が高いとも言われているため。

■概要

豊橋市内の小中学校には、愛知県の教員配置によって「日本語適応教室」を開設している学校も多いが、初期指導においては母語話者の支援者が必要なことや、日本語指導に関する専門的な知見も必要とされるため、初期の集中指導コースを開設している。

■取組詳細

(1)平成 30 年度：初期支援コース「みらい東」スタート

中学生対象。市の東部地区の中学校内に設置

(2)平成 31 年度（令和元年度）：初期支援コース「みらい西」スタート

中学生対象。市の西部地区の中学校内に設置

海外あるいは国内にある外国人学校から、豊橋市内の小中学校に編入してくる児童生徒は年々増加。豊橋市では、国際教室の開設、教育相談員やスクールアシスタント、登録バイリンガルの派遣などの支援体制を整えて、成果を上げてきた。

一方で、特に中学校に編入する生徒への日本語指導は専門的な知識が求められ、担当教員の負担にもなっていた。

そのため、平成 29 年度に外国人児童生徒教育推進委員会からの「答申」を受け、平成 30 年度に中学生を対象とした初期支援コースを豊岡中学校内に開設。

平成 31 年度は通学の利便性を考慮し、羽田中学校内にも同様の初期支援コースを開設した。

(3)令和 2 年度：初期支援コース「きぼう」スタート

小学生対象。市の東部地区の小中学校内に設置。

※初期支援コース「みらい西」では、初期支援修了生を対象に、オンライン授業をパイロットプログラムとして開始した。

近年は日本国内の労働者不足を補うために外国人の雇用が増え、それに伴って豊橋市内の公立学校に編入する児童生徒が急増。小学生を対象とした初期支援は長い間、多文化共生・国際課が公立学校外で行う「虹の架け橋教室」が担ってきたが、令和 2 年度より、教育委員会が小学生を対象とした初期支援コース「きぼう」を開設。

これにより、子ども達が公教育における様々なサービスを公平に受けられるようになり、更に初期支援コースでの指導のノウハウを活かした質の高い指導を受けることができるようになることを期待した。

(4)令和 3 年度：初期支援コース「みらい」オンライン授業スタート

令和 3 年度は、4 クールに分けて実施予定。

申込方法は、在籍する学校の教務主任から、教育委員会学校教務課に申込書類を交換便で、各クールの 1 週間前までに送付する。

(5)つながり早見表

市内には不登校や特別支援等、多様な相談に関わる外国人児童生徒がいる。外国人保護者には相談機関がわからない、学校関係者には外国人保護者に紹介できる機関がわからないということがあったため、教育委員会の所管委員会である「不登校対策推進協議会」が作成した「つながり早見表」をポルトガル語、タガログ語、スペイン語に翻訳し、配

布。

(6)外国人児童生徒教育担当者研修会

日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、「日本語適応教室」の担当教員も増加しており、初めて担当する教員も多い。担当教員の資質向上が喫緊の課題であり、課題解消のため実施。

令和3年度は、年間を貫くテーマを3つ設定し、教員を3グループに分け、年3回の「外国人児童生徒教育担当者研修会」を実施した。

この研修会の計画には、文部科学省の「外国人児童生徒等教員を担う教員の養成・研修モデルプログラム」を参考にしている。

【広報活動】

翻訳文書を作成し、学校を通じて保護者に配布を行う。

【関係団体】

(5)「つながり早見表」では、教育委員会の「にじのご相談室」と連携している。

【予算・財源】

(1)(2)(3)は市費に加えて、文部科学省「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）による補助を受けている。

■成果・今後の方針

【(1)(2)(3)の初期支援コースの成果】

■通級児童生徒・保護者に関して

- ・保護者や児童生徒の日本の学校生活への不安を取り除くことができた。
- ・初期段階の日本語を習得することができ、前向きな気持ちで在籍校へ戻ることができた。
- ・学校生活に必要なきまりや礼儀、習慣等を身につけることができた。
- ・初期支援コースを終えた生徒は、自分の将来に夢をもち、それを修了式で語る事ができた。

■在籍校に関して

- ・在籍校の担当者の負担を軽減できた。
- ・金曜日の在籍校への登校が生徒のソフトランディングにつながった。
(生活適応・日本語習得・校内での友人関係・教職員の理解)
- ・生徒の前向きな学習態度に後押しをされ、進路指導や学習指導が充実した。

■市の外国人児童生徒教育に関して

- ・今まで分散して編入していたため、編入生徒の編入前の状況や現在の生活環境、学力などの情報を収集したり、分析することができた。
- ・多くのメディア（テレビ、新聞等）に取り上げられることで、市内外へのPRにつながった。

また、外国人生徒に関わる様々な問題（下学年や過年齢への対応、不就学、子どもが抱える日本の文化や学校生活への困難さ、進学、発達障害に関わること等）への理解が深まった。特に、直接かかわっている中学校の教職員の外国籍生徒への理解と協力が得られるようになった。

- ・初期支援プログラムや初期の日本語指導の教材などを作成することができた。必要に応じて各学校にも配付し、活用してもらうことができた。
- ・令和3年度末には、初期支援コース「みらい」で使用している「みらいの日本語」を出版し、市内の中学校に配布する予定。

【課題・改善策】

担当教員の資質向上については、教育委員会主催の研修だけでは成果が得にくい一面もある。

⇒担当指導主事、外国人児童生徒教育アドバイザー、（日本語教育を担当する）教科領域等指導員、外国人児童生徒教育相談員等が、国際教室設置校に巡回訪問を行い、「個別の指導計画」の作成や、校内体制や時間割の作り方など、個々の学校の状況に対応する助言を行っている。

■参考：全体の流れ

	「みらい西」	在籍校担当者	生徒
事前	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート作成 →交換便で在籍校へ ・Teams ルーム設置 ・生徒 ID 登録 ・会議室ログインテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを生徒に配付 ・生徒ログインテスト 	[持ち物] <ul style="list-style-type: none"> ・生徒用タブレット ・英語教科書 ・筆記用具 ・ノート など
当日朝	<ul style="list-style-type: none"> ・電話で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒欠席の場合、8：30までに羽田中（担当：山本）まで、電話で連絡してください。 	
授業中	T1 モデレーター	T： 生徒支援	学習
事後	<ul style="list-style-type: none"> ・eライブラリ課題指示と提出確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・eライブラリ課題の取組み、提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・改善点の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善点の共有 	

■参考資料

(1)(2)「みらい」 中学校説明用 Q&A (R3 年 4 月版・改訂版) 一部抜粋

初期支援コース通級の申し込みの手順

Q5 初期支援コースに通級する申し込みはどのようにするのですか？

保護者は学校教育課にて①転編入の手続きをして、在籍校を決めます。②外国人児童生徒相談コーナーにて、初期指導についての説明を受けます。

初期支援コースへ通級することを希望した場合、保護者と生徒本人が③初期支援コースでのガイダンスに参加します。(「**初期支援コースガイダンス資料**」別紙1) 指導内容等を了解し、「**通級申込書**」(別紙1) に記入をします。④中学校や保護者の状況によっては、初期支援コースのガイダンスが、中学校での転編入手続きの前に行われることもあります。

在籍校は、初期指導について保護者と本人の希望を聞くと共に、初期支援コースでのガイダンスの様子を初期支援コースのコーディネーターと共有します。そして、**初期支援コースへの通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合**、⑤「**初期支援コース(豊岡中学校内)への通級について(依頼)**」(別紙2) を教育委員会に提出し、通級が確定します。

```

graph TD
    A[学校教育課  
①編入手続き  
②相談コーナー] --> B{初期支援コースを  
希望しない}
    A --> C{初期支援コースを  
希望する}
    B --> D[在籍校  
③編入手続き]
    C --> E[在籍校  
③編入手続き  
⑤初期指導の判断(学校長)]
    D --> F[在籍校  
初期指導]
    E --> G[在籍校  
→学校教育課  
別紙2「初期支援コースへの  
通級について(依頼)」]
    H[初期支援コース  
④ガイダンス  
別紙1「通級申込書」] <--> E
    
```

従来通りの基準で
登録バイリンガルの派遣

別紙1

豊橋市立 _____ 中学校
学校長 _____ 様

初期支援コースでの指導の申込書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

初期支援コースのきまりを守ります。初期支援コースでの指導を申し込みます。

生徒氏名: _____ (男・女)

保護者氏名: _____

1. 国籍 : _____

住所 : _____

電話番号: _____

2. 通級期間: 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日

3. 下記の内容をご承諾いただける場合は、に☑をご記入ください。
体調不良等で早退する場合は、学校へ子どもを迎えに来ます。
「特別警報」や緊急事態等危険な状況が発生した場合は、「みらい」へ子どもを引き取りに来ます。

通級方法

①保護者が送迎する場合

送迎する人の氏名	本人との続柄	電話番号

※送迎する人が代わる場合は、事前に初期支援校担当者に連絡をします。

②自分で通級する場合

() 徒歩
() 自転車
() 公共交通機関利用

※公共交通機関利用の場合の記述例
(例) 自宅 - (徒歩) - 豊橋駅 - (市電) - 岩田運動公園前 - (徒歩) - 豊岡中学校

別紙3

31 豊 教 学 号 外
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

豊橋市立〇〇中学校長 様

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

初期支援コース「みらい」の授業見学について (依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますので、貴校 教諭の出席について、格別のご配慮をお願いします。

記

1 日 時 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () : ____ ~ ____

2 会 場 初期支援コース「みらい」(豊橋市立豊岡中学校・羽田中学校内)
住所: _____
電話: _____

3 内 容 ・ 授業見学
・ 情報交換

4 その他 本市では、節電の取り組みとして5月1日から10月31日まで「クールビズ」を実施します。本会におきましても、この運動の趣旨をふまえ、軽装でお願いします。

担 当 教育部学校教育課 (柴田さやか)
電 話 0532-51-2826
FAX 0532-56-5104

(3) 「きぼう」小学校説明用 Q&A (R3年4月・改訂版) 一部抜粋

岩西小学校 初期支援コース「きぼう」概要

【対象児童】

日本の学校に初めて編入する小学校3年から6年までの日本語に通じない児童。
(日本国籍者を含む)

【指導】

小学校の教員免許を持つ教員が「特別的教育課程」による指導を行う。他に、ポルトガル語とタガログ語の相談員、初期支援コースコーディネーターを配置する。

【通級申し込みの手順】

- ①保護者が教育委員会へ編入手続きをする。(在籍校の決定)
- ②外国人児童生徒相談コーナーで、初期指導について説明を受ける。
- ③岩西小学校の初期支援コース「きぼう」に通級を希望した場合、「きぼう」でのガイダンスに参加し、「通級申込書」に記入する。
- ④初期支援コース「きぼう」の担当者と在籍校の間で、児童の日本語理解の状況や通級手段等の情報を共有する。(通級申込書:「きぼう」→在籍校)
- ⑤初期支援コース「きぼう」への通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合、「初期支援コースへの通級について(依頼)」を教育委員会に提出する。

【初期支援コース「きぼう」への通級方法】

保護者による送迎。ただし、保護者以外の送迎を希望される場合は、詳しく事情を聞き、在籍校の学校長の判断を仰ぐ。

【学習期間】

入級後6週間(6週目の木曜日が修了日)

【指導日】

指導日は、毎週月～金曜日。隔週の月曜日に入級を受け入れる。

隔週の金曜日に在籍校に登校し、在籍校での適応を促す。

1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目
月火水木金	月火水木	月火水木金	月火水木	月火水木金	月火水木
入級週	×	入級週	×	入級週	×

【指導時間】

1日5単位時間×27日間=135単位時間程度

【学習内容】

- ・登下校の注意や保健室の利用、学校での日課(給食や掃除など)、遊具の使い方や遊びのルールなど、日本の小学校生活への適応指導。
- ・持ち物の準備や宿題の提出など、基本的な学習習慣を身に付ける指導。
- ・挨拶の言葉や学習の指示語など、具体的な場面で使う日本語表現。(サブイナル日本語)
- ・学校生活頻出語彙や、ひらがなの文字の読み書きの学習。(日本語基礎)
- ・日本の方法による四則計算の学習。(算数の基礎)
- ・母国での学習経験が少ない音楽や図工などの指導。(トピック型「JSLカリキュラム」)

1

Q&A	頁
初期支援コースを始めるのですか。	3
数はどんな児童ですか。	3
学籍はどこに置きますか。	3
初期支援コースに通級することができますか。	3
初期支援コースに通級することができますか。	4
コースに通級できますか。	4
のですか。	5
通級を開始できますか。	5
	6
音時の引き取りについては、どうなりますか。	6
	6
審しますか。	7
か。	7
ですか。	7

15	学習期間や時間はどのようになっていますか。	7
16	学習内容はどのようになっていますか。	7
17	昼食はどのようになっていますか。	8
18	通級指導中、体調不良になった場合、どうしますか。	8
19	通級指導中の事故や怪我は、スポーツ振興センターの災害給付の対象になりますか。	8
20	指導の短縮はありますか。	8
21	なかなか日本語が覚えられない場合、指導の延長はありますか。	8
22	保護者は日本の学校について知らないことが多いですが、保護者支援はありますか。	8
23	通級中の「特別的教育課程編成・実施計画」の扱いはどうなりますか。	8
24	通級中、在籍校での評価はどのようにしたいのでしょうか。	9
25	通級中、在籍校での行事の扱いは、どのようになりたいですか。	10
26	通級中、学校保健関係の扱いは、どのようにしたいのでしょうか。	10
27	在籍校へ登校する金曜日の給食は、どのようにしたいのでしょうか。	12
28	初期支援コース通級中の集金は、どのようにしたいのでしょうか。	12
29	通級中の教科書の配付は、どのようにしたいのでしょうか。	12
30	初期支援コースとの連絡調整はどのようにしたいのでしょうか。	12
31	金曜日の在籍校への登校では、どんな支援をしたいと思いますか。	12
32	通級修了後の指導は、どのようなことをしたいと思いますか。	14
33	初期支援コースに通級を希望しない場合、支援はありますか。	15
	【別紙1】初期支援コース「きぼう」通級の手引き	17
	【別紙2】初期支援コースでの指導の申込書	19
	【別紙3】初期支援コース(岩西小学校)への通級について(依頼)	20
	【別紙4】通級方法確認書	21
	【別紙5】初期支援コース「きぼう」の授業見学について(依頼)	22
	【資料】令和2年度 初期支援コース「きぼう」まとめ	23
	令和3年度 初期支援コース 入級日・修了日 予定	24

2

(6)令和3年度外国人児童生徒教育担当者研修会 一部抜粋

令和3年度外国人児童生徒教育担当者研修会

〔令和2年度反省〕

- 令和2年度はコロナ禍の研修会で、回数の減少(3回の予定から1回へ)を余儀なくされたが、全体を3グループに分けて行った研修会自体は好評だった。
- 令和3年度は年3回の計画で、今年度同様、参加者を3グループに分けて、課題とニーズに対応する研修としたい。
- コロナウイルス感染の状況によっては、オンライン研修も計画すべきと考えられる。

〔研修の対象と目的〕

- ①国際教室の初心者への研修
「掴む」:研修を通して、国際担当者としての実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
- ②国際教室の2年目以降の担当者への研修(国際教室の経験が比較的短い担当者向け)
「広げる」:外国人児童生徒教育における課題に幅広く対応し得る内容について、体系的に研修を行い、資質・能力の向上を図る。
- ③国際教室の2年目以降の担当者への研修
「深める」:外国人児童生徒教育における課題に対応し得る内容について、専門的な研修を行い、資質・能力の向上を図る。

〔研修内容〕

①国際教室の初心者への研修

「掴む」:国際担当初心者としての実践力と使命感を養うための研修です。

4月21日 (水)	「国際教室はじめの一步」	①国際教室運営の考え方 ②日本語指導の教材紹介 ③初期支援コースから学ぶ 初期適応指導「きぼう」 日本語基礎指導「みらい」
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「個別の指導計画」作成と評価 「日本語指導の方法」	①「個別の指導計画」作成の考え方と評価 ②実践報告「国際教室の指導」

②国際教室の2年目以降の担当者研修

「広げる」:外国人児童生徒教育の全体像を幅広く、体系的に学ぶ研修です。

4月21日 (水)	「外国人児童生徒等教育の考え方と日本語初期指導」	①外国人の児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方と、児童生徒等の状況を把握したことばの教育 ②日本語初期段階の指導方法
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「日本語教育-他領域の知見・研究から」	①特別支援教育と外国人児童生徒への支援の接点

③国際教室の2年目以降の担当者研修

「深める」:外国人児童生徒教育の専門的な知識を深く学ぶ研修です。

4月21日 (水)	「日本語の力を測る~DLAの方法と評価」	①『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』の概要 ②DLAの方法と評価
6月4日 (金)	「日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の考え方と実践」(オンライン研修) 講師:菅原雅枝(愛知教育大学)	①日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)の概要の実践
9月29日 (水)	「外国人児童生徒とキャリア教育」	①進路説明会「進路の手引き」共有 ②高校に進学した生徒のインタビュー視聴 ③高校の取り組みを知る

札幌市教育委員会

取組内容

札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業について

■概要

小中高等学校において日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導を充実させ、円滑な学校生活に資することを目的としている。本事業では、事業の実施にあたって定めた条件に該当するボランティアを指導協力者として登録し、各学校に派遣し児童生徒の支援を行う。

■実施のきっかけ

帰国・外国人児童生徒に対して各学校における支援が必要となったため、平成 18 年度より開始。

■取組詳細

本事業は、各学校に在籍する児童生徒の日常の状況等を踏まえ、各学校が教育委員会に支援依頼し、支援を行う。事業実施にあたっては、学校から保護者に対して、事業概要等について説明することで児童生徒の安心な学校生活を支えるとともに、札幌市の関係部署が実施する日本語指導等に係る事業等について、周知するなど、児童生徒及び保護者の孤立を防ぐことを目的とした関わりを行っている。

ボランティアは、日本語指導等にかかわるボランティア団体に所属し日本語指導経験のある方で、本事業の主旨に賛同していただいた方を登録している。

指導協力者（登録者の中で実際に支援にあたる方）の派遣に係り、市教委及び学校との連絡調整を行う担当者を委嘱し、支援を円滑に進めている。

札幌市における関係部署及び各学校の管理職または日本語指導担当者、指導協力者が一堂に会して現状把握及び今後の円滑な事業推進に向けて、年 2 回の連絡推進会議を実施している。

【予算・財源】

令和 3 年度「札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業」に係る予算は、3,445,000 円（指導協力者謝金、連絡調整担当者謝金、指導用教材費、指導協力者保険料等）

【主な担当者】

主担当課は、学校教育部教育課程担当課。

事務局は担当課所属の指導主事が運営している。

■成果・今後の方針

【成果】

事業開始当初は、9校に指導協力者を派遣し、12名の児童生徒の支援にあたっていたが、事業の学校内における効果や支援体制の充実により、年々派遣校数及び支援児童生徒数が増加傾向にあり、令和2年度においては、46校91名の支援を行っている（令和3年度においては、10月30日現在、45校、71名の児童生徒を支援）。

本事業に携わる方々との絆が年々太くなることで、大学関係者の家族等、短期間の日本滞在の児童生徒に対する支援から、日本への定住を視野に入れた保護者をもつ児童生徒の進学等を踏まえた支援へシフトチェンジが行われるなど、時々ニーズに合わせた柔軟な対応が実施できている。

【課題】

事業開始当初から支援を担っている方々の指導技術の伝達及び学習言語の支援を行う上で必要となる指導協力者の人材育成等が今後事業を継続させていく上での課題と認識している。

⇒日本語指導加配教諭による巡回指導形式による支援体制を構築し、各学校において特別の教育課程による指導を充実させる取組を推進している。

【今後の方針】

巡回指導形式による日本語支援の充実及び本事業に従事する指導協力者への研修体制の構築などを検討している。

～市教委内他課との連携～

- ・ 令和4年度開校の公立夜間中学との連携。
- ・ 札幌市学びの支援総合センターにおいて整えた、帰国・外国人児童生徒の相談を受けられる仕組みを効果的に活用できる体制を整備する。

■参考資料（R3 事業実施要項）

令和3年度 札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要項

1 趣旨

本事業は、札幌市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校（以下、学校という。）に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒（以下、支援対象児童生徒という。）に対する指導の充実に資するため、指導協力者の派遣による教育支援を行うことで支援対象児童生徒の円滑な学校生活に資することを目的とする。

2 所管

教育委員会教育課程担当課（以下、教育委員会という。）が本事業を所管し、事業を推進する。

3 指導協力者

(1) 指導協力者の役割

ア 日本語指導

指導協力者は、教育委員会の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導等を行う。

イ 連絡調整

連絡調整担当者は、指導協力者の派遣に係り、教育委員会及び学校と指導協力者との連絡調整を行う。

(2) 指導協力者の登録

アからエの条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。

ア 日本語教育能力試験合格者もしくは日本語教師養成講座を修了した者

イ 日本語指導等にかかわるボランティア団体に所属し、日本語指導の経験のある者

ウ 支援対象児童生徒の在籍する学校長の推薦を得た者

エ ボランティアへの関心が高く、教育委員会が適当と認めた者

(3) 守秘義務

指導協力者は、支援等で知り得た支援対象児童生徒に関する秘密等を他に漏らしてはならないものとする。

(4) 連絡推進会議

学校や指導協力者、札幌国際プラザ、教育委員会が集まり、円滑な事業の実施に向けて研修や情報交換等を行う。

(5) 事業推進協議会

教育委員会と指導協力者が集まり、事業の現状や今後の方向性について協議する。

4 事業に要する経費

(1) 謝金

指導協力者の派遣に際し、以下のとおり謝金を支給するものとする。

ア 指導協力者（日本語指導）

各学校における1単位時間の支援につき、謝金として1,000円を計上し、上半期（4月～9月）と、下半期（10月～3月）の派遣実績をそれぞれとりまとめた上で支給する。なお、1単位時間の支援で複数名を指導した場合についても、1,000

円とする。

イ 指導協力者派遣に係る連絡調整担当者

当事業における指導協力者の派遣に係る連絡調整の経費として、1時間当たり1,000円に、週当たり2.5時間分（一日当たり0.5時間とする）を乗じた額を支給する。なお、長期休業期間は含まないものとする。

ウ 連絡推進会議

指導協力者が連絡推進会議に出席した場合については、交通費相当分として1,000円を支給する。

エ 事業推進協議会

指導協力者が事業推進協議会に出席した場合については、交通費相当分として1,000円を支給する。

(2) ボランティア保険

教育委員会は、指導協力者を対象としたボランティア活動保険に加入する。

(3) 指導資料

支援対象児童生徒の日本語の習得状況に合わせた日本語指導を行うため、教育委員会は指導用図書や教材を購入し、支援対象児童生徒の在籍する学校長に貸与する。

5 指導協力者派遣の手順

(1) 学校は保護者や児童生徒に派遣の希望を確認する。

(2) 希望がある場合は、学校長が支援依頼書【様式1】を教育委員会に提出する。

(3) 教育委員会は、学校長へ指導協力者の派遣についての結果を通知する。

(4) 学校の日本語指導担当者は、教育委員会及び指導協力者と支援についての打合せをする。

(5) 指導協力者と支援対象児童生徒が面談をする。

(6) 学校の日本語指導担当者は、指導協力者と連携して指導目標や指導計画等を立案し、学校長は個別の指導計画書【様式2-1】、特別の教育課程編成実施計画（報告）書【様式3-1】を作成するとともに、【様式3-1】は支援開始後、教育委員会に提出する。【様式2-1】については学校で保管し、半期に一度計画を見直した上で教育委員会に提出する。

(7) 日本語指導支援を実施する。

(8) 学校長は支援の実施状況を、日本語指導月別報告書【様式2-2】、特別の教育課程編成実施計画（報告）書【様式3-1】に記入し、【様式2-2】については、支援を実施した翌月15日までに教育委員会に提出し、【様式3-1】については、年度末に教育委員会に提出する。

6 留意点

指導協力者の派遣対象となった場合、学校は、以下の内容に留意して事業を実施することとする。

(1) 支援は、支援対象児童生徒の過度な負担とならないよう、1回につき2時間以内、週2回を目安とするが、来日または帰国直後、進学等を視野に入れた支援が必要な場合など、特別な事情がある場合の支援については、その限りではない。（※あらかじめ教育委員会と協議する。）

(2) 学校長は、支援対象児童生徒の日本語指導担当者を決定し、支援の実施に当たっ

て校内の日本語指導担当者及び支援児童生徒に係る教職員と教育委員会、指導協力者が十分な打合せを行った上で、日本語指導担当者が計画書及び報告書を作成・提出する。

(3) 日本語指導は、教育課程内で実施する事を基本とするが、児童生徒の実態に応じて学校と協議の上、支援日程を決定する。

(4) 取り出しによる指導を原則とし、指導を行う場所については支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し決定する。

(5) 支援対象児童生徒が帰国または、日本語習得の状況に応じて、指導協力者の派遣が不要になった場合、学校は速やかに教育委員会まで連絡する。

本事業の実施に当たっては、教育センターに設置している「日本語教室」と連携し、支援対象児童生徒の状況に応じて本事業との併用を推奨するなどして指導の充実に努める。

(6) 本要項に定める内容以外に個別の対応が必要になった際には、支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し対応を決定する。

■参考資料（派遣実績の推移）

1. 帰国・外国人児童生徒教育支援事業 派遣実績の推移（平成18年度～令和3年度）

（令和3年10月現在）

	派遣校数	支援児童生徒数
平成18年度	9校	12名
平成19年度	13校	21名
平成20年度	19校	27名
平成21年度	17校	32名
平成22年度	15校	29名
平成23年度	15校	34名
平成24年度	19校	33名
平成25年度	25校	42名
平成26年度	34校	57名
平成27年度	27校	49校
平成28年度	28校	63名
平成29年度	27校	60名
平成30年度	39校	71名
平成31年度 （令和元年度）	51校	86名
令和2年度	46校	91名
令和3年度	45校	71名
合計（延べ）	429校	778名

■参考資料（令和3年度派遣実績）

2. 帰国・外国人児童生徒教育支援事業 令和3年度派遣実績

	派遣校数	支援児童生徒数	国籍
小学校	30校	47名	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国（12名） ● モンゴル（8名） ● ネパール（6名） ● インドネシア・日本（2名） ● ギニア・ロシア（2名） ● タイ（2名） ● ナイジェリア（2名） ● 日本（2名） ● フィリピン（2名） ● アメリカ・台湾（1名） ● エリトリア（1名） ● 韓国（1名） ● チュニジア（1名） ● 日本・アメリカ（1名） ● 日本・中国（1名） ● フランス（1名） ● ブラジル（1名） ● ロシア（1名）
中学校	14校	20名	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本（7名） ● 中国（4名） ● ネパール（3名） ● アメリカ（2名） ● 韓国（1名） ● 日本・フランス（1名） ● ベルギー（1名） ● モンゴル（1名）
高等学校	1校	4名	<ul style="list-style-type: none"> ● ネパール（2名） ● タイ（1名） ● 中国（1名）

神奈川県教育委員会

取組内容

日本語を母語としない生徒支援者派遣事業・
多文化教育コーディネーター派遣事業について

■取組名称・概要

＜「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業（NPO 多文化共生教育ネットワークかながわとの協働事業）」＞

在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者（教職員）を置く。

多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育課と必要な支援について協議の上、学校、家庭、通訳、支援者、地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援に必要な地域のサポーターを派遣する。

■実施のきっかけ

神奈川県が平成 13 年に基金 21 条例を制定し公益を目的とする事業に取り組む非営利の各種団体を支援するためボランタリー活動推進基金 21（100 億円の基金）を設置し、地域や社会の課題解決に向けて、団体に事業費として負担金を交付した。

神奈川県と NPO 多文化共生教育ネットワークかながわが協働事業としての協定の締結を行い、平成 18～22 年の間に基金 21 協働事業「外国につながりを持つ子どもたちへの教育・進路サポート事業」を実施した。

その後も、それぞれの負担で継続し、

多文化教育コーディネーター派遣事業を平成 19 年から開始。

平成 19 年度：4 校 平成 20 年度：9 校 平成 21 年度：12 校

平成 22 年度：13 校 平成 23 年度：15 校 平成 25 年度：16 校

平成 29 年度：20 校 平成 30 年度：21 校 平成 31 年度：21 校

令和 2 年度に新たに 1 校増え、現在は 22 校に多文化教育コーディネーターを派遣している。令和 4 年度からはさらに 5 校が加わっている。

■取組詳細

多文化教育コーディネーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援をする。

【広報活動】

本事業による支援を受ける生徒は、神奈川県教育委員会が指定した 22 の学校が対象となるため、他の県立高等学校及び県立中等教育学校に対して、本事業と外国につながりのある生徒やその課題を周知するため年 2 回の教育課程説明会にて紹介をしている。生徒に対しては、各学校において、やさしい日本語を用いたり、ルビをふったりした日本語を活用し、工夫している。

なお、本課が対象となる学校を指定しているため、参加者数を増やすことを意図した広報は行っていない。

【関係団体】

NPO 多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net)

【予算・財源】

日本語を母語としない生徒支援者派遣事業サポーター派遣及び多文化教育コーディネーター派遣事業は、県費と、多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net) 予算で実施。

【主な担当者】

- ・ 外国籍生徒支援担当者 (該当校の担当教職員)
- ・ 多文化教育コーディネーター
(NPO 多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net))
- ・ 地域のサポーター (地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援者)

■成果・今後の方針

(1)「学校生活の安定と継続」に効果的と感じた取組について

多文化交流部・委員会・その他による校内の居場所作り：居場所があることで安心感を得られる。生徒が教員やコーディネーターと話し合う場ともなる。

面談での通訳配置：言語通訳の側面に加えて、通訳者による生徒・保護者への寄り添いが問題発見と解決に効果がある。

(2)「日本語の力の伸長と学力の定着」に効果的だと感じた取組

日本語学習を目的とした学校設定教科・科目における日本語授業、個別対応による教科授業の実施。

(3)「ルーツを含む自己肯定感の向上」に効果的と感じた取組について

多文化交流部・委員会・その他による校内の居場所、校外イベントへの参加支援、個別対応による教科授業の実施。

(4)「進路実現」について効果的と感じた取組について

進学支援（外国につながる専門学校生・大学生との交流 /外国につながる生徒向け進路情報の提供）。

【課題】

学習指導や生活面の相談・指導を必要とする生徒が非常に多く、生徒個々の課題を把握し、きめ細かな個別対応を継続的に行う必要性が見受けられる。


派遣可能な学校数、派遣実施回数に限りがあり、支援を必要としている生徒へサポートが行き届かない状況の報告もあるため、必要な支援のための予算の確保を行う必要がある。

【今後の方針】

学習指導や生活面の相談・指導を必要とする生徒の増加が見込まれるため、生徒個々の課題を把握し、きめ細かな個別対応を引き続き行う必要がある。

派遣可能な学校数、派遣実施回数に限りがあるものの、次年度以降も支援を必要としている生徒の実情に合わせたサポートを継続する。

■参考資料（外国につながるのある生徒への神奈川県への支援について 一部抜粋）



増加する外国人への対応

- 7 -

多文化理解の推進

- 国籍などの違いを越えて多様性を理解する取組


外国籍県民等も安心してらせる地域社会づくり

- 言葉の壁などの不便や疎外感を感じることのない体制づくり

外国人が活躍できる環境づくり

- 留学生などの外国人が活躍できる環境づくり

多文化共生の
地域社会づくり



外国籍県民への支援施策 1

- 8 -


総合計画・かながわグランドデザイン

（県政運営の総合的・基本的指針として神奈川の将来のあるべき姿を描いたもの）
（平成24年3月策定、令和元年7月改定（第3期））

県民生活 ⇒
 ともに生きる地域社会の実現 ⇒
 多文化共生の地域社会づくり ⇒

多文化理解の推進

外国籍県民がくらしやすい環境づくりの推進



外国籍県民への支援施策 2

- 9 -

かながわ国際施策推進指針

（平成3年策定、平成29年改定（第4版））

多文化共生の 地域社会づくり	神奈川の強みを生 かした国際展開	グローバル人 材などの育成	非核・平和 意識の普及	県民などの国際活動の 支援、協働・連携の促進
-------------------	---------------------	------------------	----------------	---------------------------

多文化理解 の推進	A	外国籍県民等がく らしやすい環境づくり	B	国際社会で活躍 できる人材の育成	C
--------------	---	------------------------	---	---------------------	---

教育

A: ○ 学校教育における多文化理解の推進

B: ○ 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大
○ 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

C: ○ 国際バカロレア認定校設置に向けた環境整備を実施
○ 国際化に対応した教育の推進



外国籍県民への支援施策 3

- 10 -

総合相談	多言語支援センターかながわの運営
民間・NPO法人等との連携	○ 多言語(11言語)のコールセンター運営
	医療通訳派遣システム
	○ 医療通訳スタッフを派遣
留学生支援	外国人居住支援システム
	○ 外国人のすまい探しや賃貸に関する相談等への支援
	あーすフェスタかながわ
外国籍県民の県政への参画	かながわ国際ファンクラブ
	○ 留学生支援・交流拠点「KANAFAN STATION」の運営等
	外国籍県民かながわ会議
	○ 外国籍県民の視点を生かした地域づくりを協議

昭和51年 民際外交: 国同士の交流ではなく、人と人、地域と地域の交流が必要
 昭和55年 内なる民際外交: 県内の外国籍県民の大部分を占めるアジアの人々への支援
 平成14年 ボランタリー活動推進基金21: ボランタリー団体等が立ち上げる事業を支援



支援に向けた主な取組

- 18 -

- 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大
- 神奈川県公立高等学校入学者選抜における在県枠の拡大
- 外国につながるのある子どもたちの教育の充実
- 日本語を母語としない生徒支援者派遣事業
- 日本語指導の充実
- 通訳支援事業
- 多文化教育コーディネーター派遣事業
- 個別の学校の支援から地域全体での支援へ
- 外国につながるのある生徒を支援する教職員の人材育成



日本語指導の充実 2

- 23 -

「日本語の力の伸長と学力の定着」に効果的だと感じた取組内容の多い順 (派遣校20校21課程を対象とした令和元年度データ)

順位 (回答した課程数)	取組内容
1 (9 課程)	国語総合その他国語科における日本語授業
1 (9 課程)	日本語能力試験受験支援
2 (8 課程)	日本語学習を目的とした学校設定教科・科目における日本語授業
2 (8 課程)	個別対応による教科授業の実施
3 (5 課程)	放課後補習における日本語学習

「神奈川県日本語指導が必要な高校生の進路と校内の支援にかかわる調査」報告書(令和3年3月)から

宇都宮市教育委員会

取組内容

日本語及び学校生活適応指導体制の充実について

■概要

児童生徒の日本語習得状況に応じ、各段階をつなぐ系統的な指導を行う。

- ・日本語指導講師・ボランティアの派遣
- ・はばたき教室の実施（初期日本語指導教室）

■実施のきっかけ

- ・日本語指導講師の派遣について

平成4年度より、母国語による日本語指導を行う日本語指導講師を、国籍を問わず日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校へ派遣し、本市貸与教材を使用した日本語指導を実施。

- ・平成20・21年度帰国・外国人児童生徒受入促進事業の指定を受け、下記の取組を実施

- (1)外国人児童生徒教育に関する推進組織の設置
- (2)就学リーフレットの作成・配布、説明会の実施
- (3)日本語指導が必要な外国人児童生徒在籍校への有償ボランティアの派遣（拡充）
- (4)初期指導教室の設置（現在のはばたき教室）

来日間もない児童生徒及び就学前の子どもに対して、母国語による日本語指導及び適応指導を行う（仮称）国際理解教室を、本市教育センター内に設置する。

- (5)学校の指導体制充実のための指導補助者の配置

■取組詳細

日本語指導講師・ボランティアの派遣

【関係団体】

日本語ボランティアによる日本語指導委託業務の委託先：特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会（以下、協会）

【委託内容】

- ・中期段階、後期段階の外国人児童生徒へ日本語ボランティアの学校派遣
- ・長期休業期間（夏休み・春休み）中の日本語指導「ふれあい集中日本語教室」

【対象者】

- ・はばたき教室に通学中の小・中学生
- ・現在、小中学校日本語支援を受けている学習者
- ・今後、小中学校に入学予定の外国籍の児童生徒及び帰国子女

【担当ごとの業務詳細】

- ・日本語指導講師（母語による日本語指導者）、母語通訳及び翻訳者
 - ① 学校からの要請に基づき、教育委員会事務局学校教育課が、指導者と調整を行う。
 - ② 教育委員会事務局学校教育課が、指導者と学校の調整を仲介する。
 - ③ 指導者と学校間で、日時等の調整を行い、決定・実施となる。
- ・日本語ボランティア（日本語による日本語指導者）
 - ① 教育委員会事務局学校教育課が、学校からの要請内容を協会へ伝え、派遣を依頼する。
 - ② 協会が、ボランティアと調整を行い、教育委員会事務局学校教育課へ派遣者を伝える。
 - ③ 教育委員会事務局学校教育課が、ボランティアと学校の調整を仲介する。
 - ④ 指導者と学校間で、日時等の調整を行い、決定・実施となる。

<はばたき教室>

小・中学校へ入学したい子どもに初期の日本語を教えている。

通級希望については、当該児童生徒に係る編入学手続きを行う際に、学校管理課就学グループの窓口にて説明し、受付を行う。

【担当者】

会計年度任用職員（1名）が教室を運営し、保護者等との面談、学校への情報提供等を担当する。

【広報活動】

宇都宮市の外国人児童生徒教育の各種取組は、宇都宮市公式ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gakko/1012029/1006403.html>に掲載。

小・中学校ガイドブックを、日本語のほか、6か国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語）で作成し、市公式ホームページにPDFとして格納している。

なお、「ふれあい集中日本語教室」の開催情報については、市教育委員会、学校間をつなぐ情報システムで配信し、各校から当該児童生徒、保護者に配布し、募集する。

【予算・財源】

市の独自予算のみ。

■成果・今後の方針

【成果】

日本語指導を受けている初期指導段階の児童生徒のうち、1年以上の日本語指導を受け、初期指導段階から中・上位段階に上昇した児童生徒の割合が増えている。

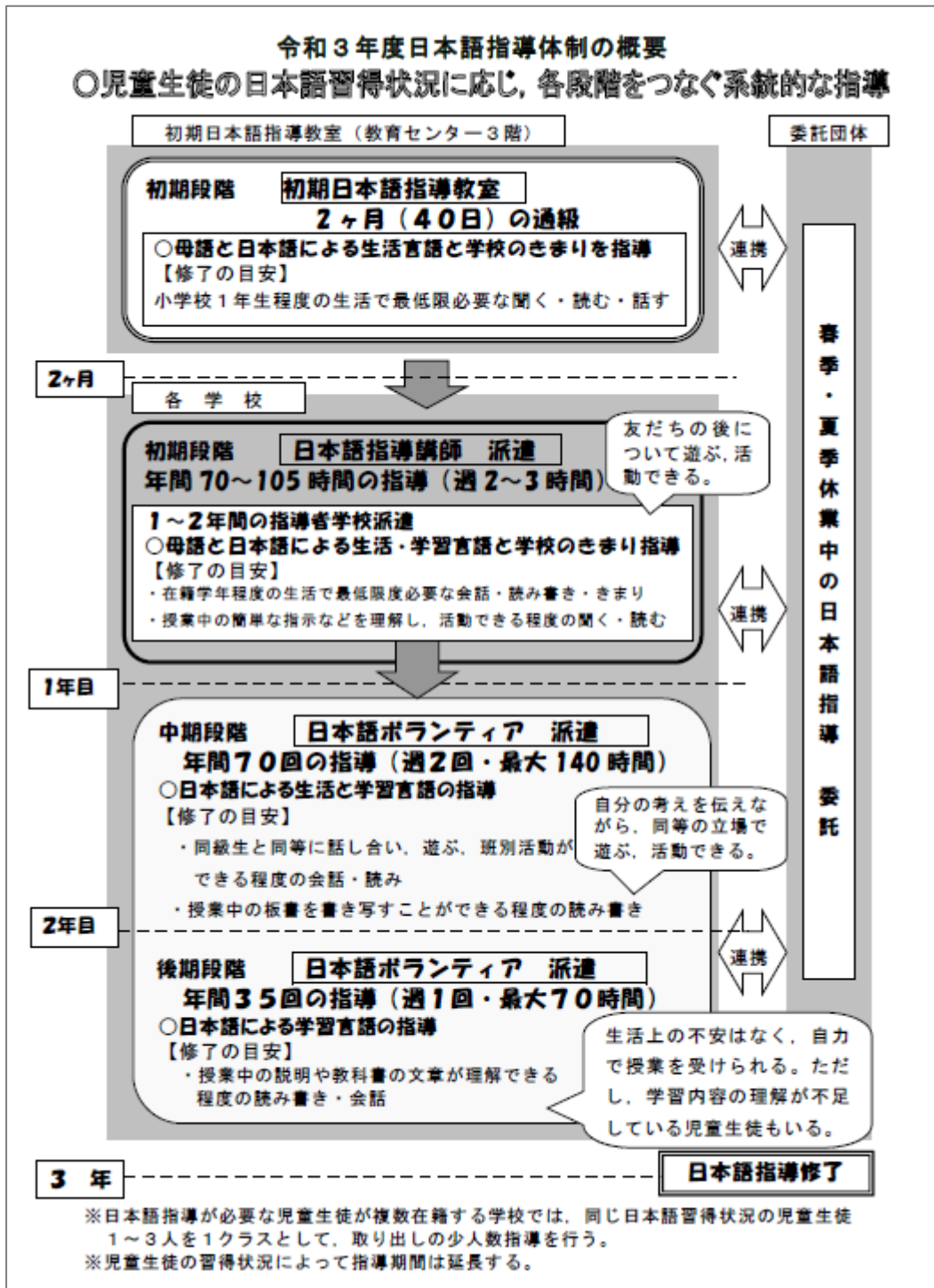
【課題】

- ・新規希望者の多言語化に対する対応
- ・当該児童生徒が各教科等の授業において抱える悩みや不安、指導上の課題は、日本語の習得状況に起因することなのか、特別支援教育の視点に立つ支援を必要とする状況であるのか、判断が難しいケースが増えている。

【今後の方針】

1人1台端末などICT機器の活用による通訳・翻訳支援の充実。

■参考資料（令和3年度日本語指導体制の概要）



■参考資料（令和3年度はばたき案内リーフレット）

小・中学校へ入学したい子どもに初期の日本語を教える教室

はばたき教室

宇都宮市には、外国から日本へ来た子どもたちが簡単な日本語や学校生活の約束などを学習するための教室があります。

「子どもに、日本語を学ばせたい。」「子どもを、学校へ入学させることが不安だ。」などとお考えでしたら、お子さまを初期日本語指導教室「はばたき教室」に、2ヵ月間通わせてみませんか。


希望される場合は、宇都宮市教育委員会事務局学校教育課(632-2728)へお申し込みください。

- 通うことができる子ども ※国籍は問いません。
 - ・これから宇都宮市立の小・中学校へ進む予定で、日本語や学校生活のきまりを学習させたい子ども
- 教室に通う期間 ・約2ヵ月
- 教室を開く期間 ・令和3年4月8日～令和4年3月24日

- ・4月8日(木)～7月20日(火)
 - ・8月30日(月)～10月8日(金)
 - ・10月14日(木)～12月24日(金)
 - ・1月11日(火)～3月24日(木)

(土曜日と日曜日、祝日、夏休みや冬休みなどは教室を開きません。)
- 教室の場所 ・宇都宮市教育センター3F 初期日本語指導教室「はばたき教室」 担当 赤羽

(受付時間 8:30～15:30) 028-651-6533
- 授業時間 ・9:00～12:00



- 学習する内容 ・日本語の、簡単な会話・ひらがな読み・書き、小・中学校のきまり
- 申し込み方法 ・学校教育課に申し込み方の連絡先を伝えてください。
- その後、はばたき教室から、面接を行う日時を決める連絡をいたします。
- その他 ・お子様の送り迎えは、保護者の責任で行ってください。
- ・教室へ通うために、保護者の皆様から費用はいただきません。

【問合せ・申込先】 宇都宮市教育委員会事務局学校教育課 指導グループ
 Tel : 028 (632) 2728
 Mail : u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp

群馬県教育委員会

取組内容

学習、生活等支援ポータルサイトについて

■取組名称・概要

〈学習、生活等支援ポータルサイト「ハーモニー」開設〉

外国につながる子供たちの学習・生活等支援について、困ったことが生じた際にすぐに活用できるコンテンツを集めた、ポータルサイト「ハーモニー」を開設し、現在、周知と活用の推進に努めている。

■実施のきっかけ

令和元年度に「外国人の子供等の就学に関する検討会」を立ち上げ、本県の課題に即した協議を行った。今後、日本語指導を必要とする児童生徒の増加、多国籍化、散在化が進むことが予想され、地域差ない指導・支援体制を構築していくことが喫緊の課題として挙げられ、外国人児童生徒等教育充実総合対策として行う。

■取組詳細

ポータルサイト「ハーモニー」のコンテンツは、基本的には指導・支援にあたる教員や支援員等に向けてのものである。

コンテンツとして、「学校生活支援Q & A」「外国人児童生徒等への学習支援ガイドブック」「指導者育成参考資料」「支援団体等一覧表」「就学案内及び学校紹介用動画」等を掲載している。「就学案内及び学校紹介用動画」については、日本語を含めた7カ国語で作成され、二次元バーコードも記載されたリーフレットをダウンロードできるようにしており、各市町村の住民課窓口にて、対象となる児童生徒や保護者に周知できるようにしている。

今年度末には、「外国人の子供等の就学に関する検討会」及びワーキンググループにおいて検討・協議した内容を、新たなコンテンツ「日本語指導中期プログラム」「在籍学級での学習支援参考資料」「多言語進学ガイダンス動画」として更新する予定。

外国人の子供等の就学に関する検討会及びワーキンググループでは、関係市町村教育委員会、小中学校長代表、ぐんま暮らし活躍推進課、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、関係市町村国際交流協会、NPO 法人「Gコミュニティー」（別添資料参照）、県総合教育センター、文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー、ICT 先進地域教育委員会、等と連携を図り、検討会委員やワーキンググループ構成メンバー、ゲストメンバーとして参画していただいている。

※他取組：

●巡回型日本語指導教員（JLT）配置：

外国人散在地域において、これまで特配教員や支援員等が不在で、指導・支援のノウハウのない学校に、JLT を令和2年度より県単で5名配置。直接的な児童生徒への学習指導とともに、コーディネーター的立場から、各学校に指導・支援のノウハウを伝え、散在地域における指導・支援モデル構築を推進している。

また、学習支援のための外国人児童生徒学習サポーターを4名配置し、JLTとともに、指導・支援モデル構築を推進している。

●外国人児童生徒等教育・心理サポート事業：

NPO 法人との委託連携のもと、学習支援や教育相談事業、母語カウンセリング事業等に取り組んでいる。相談窓口の電話番号を記載したカードを一部市町村で配布したり、市町村の教育委員会や関係部局へ事業周知のチラシを送付したりしている。

【予算・財源】

- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（国1 / 3補助）

外国人集住地域等で日本語指導ができる、児童生徒の母語が分かる支援員の配置等、市町村が行う事業を支援している。

- ・補習等のための指導員等派遣事業（国1 / 3補助）

外国人散在地域において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、学習等を支援する外国人児童生徒学習サポーターを配置し、支援の充実を図っている。

- ・外国人児童生徒等教育・心理サポート事業(県単事業)

【主な担当者】

県教育委員会事務局義務教育課

学校人事課 教育事務所は、JLT 及び学習サポーターの配置・派遣を担う。

■成果・今後の方針

【成果】

・指導・支援にあたる各学校の教員や支援員等に向けてリーフレットを配布。実際に「ハーモニー」コンテンツの「日本語指導プログラム」や「学校生活支援Q & A」「外国人保護者向け学校通知翻訳文書」などを活用して役に立ったとの声も伺っている。

・外国人児童生徒等教育・心理サポート事業については、委託先の NPO 法人が SNS を活用している。外国人コミュニティへの働きかけに SNS は大変有効であると伺っている。

・これまで外国人集住地域の各市町でそれぞれ行っていた施策等が、現在散在地域での取組事例も含めて、「ハーモニー」によって全県で地域差なく情報を共有できるようになった。

・散在地域においては、JLT 及び学習サポーターの実践により、徐々に散在地域ならではの支援モデルが構築されつつある。

・言語の違いで保護者と面談することが困難なケースにおいて、学校からの要請により NPO 法人が通訳ボランティア等を派遣することで、双方の思いを理解し合え、その後の支援や指導をスムーズに進めることができた。

【課題】

・指導・支援において、困ったのでどうにかしたいと意識をもった方は「ハーモニー」を活用しているが、受入れや指導・支援の向上に対して意識の低い方は、なかなか活用までには至っていない。

活用方法や効果等も含めた周知のよりよい方法をもっと検討する必要がある。

・総合対策3年計画後の散在地域における指導・支援体制について検討する必要がある。

・委託先の NPO 法人が支援のために協力者を探しているが、特に散在地域での支援に関わるボランティアを見つけることが難しい状況。

【今後の方針】

総合対策自体は来年度が3年計画の最終年となる。

来年度も検討会及びワーキンググループ、JLT サポート会議や学習サポーターの配置も継続の予定であり、コンテンツの充実及び拡充（ICT 有効活用やキャリアガイダンス動画等の作成を予定）を行い、指導・支援の更なる充実を推進していく。

■参考資料

ポータルサイト「ハーモニー」リーフレット

ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト

ハーモニー

～学習・生活等支援コンテンツ ポータルサイト～

群馬県では、日本人と外国人が相互に理解し合い、安心して暮らせる**多文化共生・共創社会**の実現に向けて、重要な柱の一つである**「教育の充実」**を図っています。**「ハーモニー」**を活用していただくことが、その一助となっていくことを願います。

新しいコンテンツを更新しました!【New!】 ※その他コンテンツについては裏面に掲載されています。

日本語中期指導 かけしプログラム	初期指導プログラムに続く「取り出し」指導プログラム。在籍学級での学びにつなげる学習内容として全15単元で構成。モジュール指導で誰でも柔軟に活用ができる。
外国人児童生徒等への 学習支援ガイドブック ぐんまのかけはし (県総合教育センター)	「ぐんまのぐんぐんガイド-受入れ編-指導編-」に続く、継続した日本語指導、在籍学級における授業づくり、ICT活用、学級づくり等の例を紹介する学習支援ガイドブック。 <small>(令和3年度県総合教育センター長期研修員作成)</small>
在籍学級での 学習支援参考資料	多くの時 して学 支援の
多言語 進路ガイダンス動画	日本の 7カ国語 中国語・

『5分でわかる! 活用のための解説動画』を作成しました。
詳しくはWEBで! <https://youtu.be/h1>

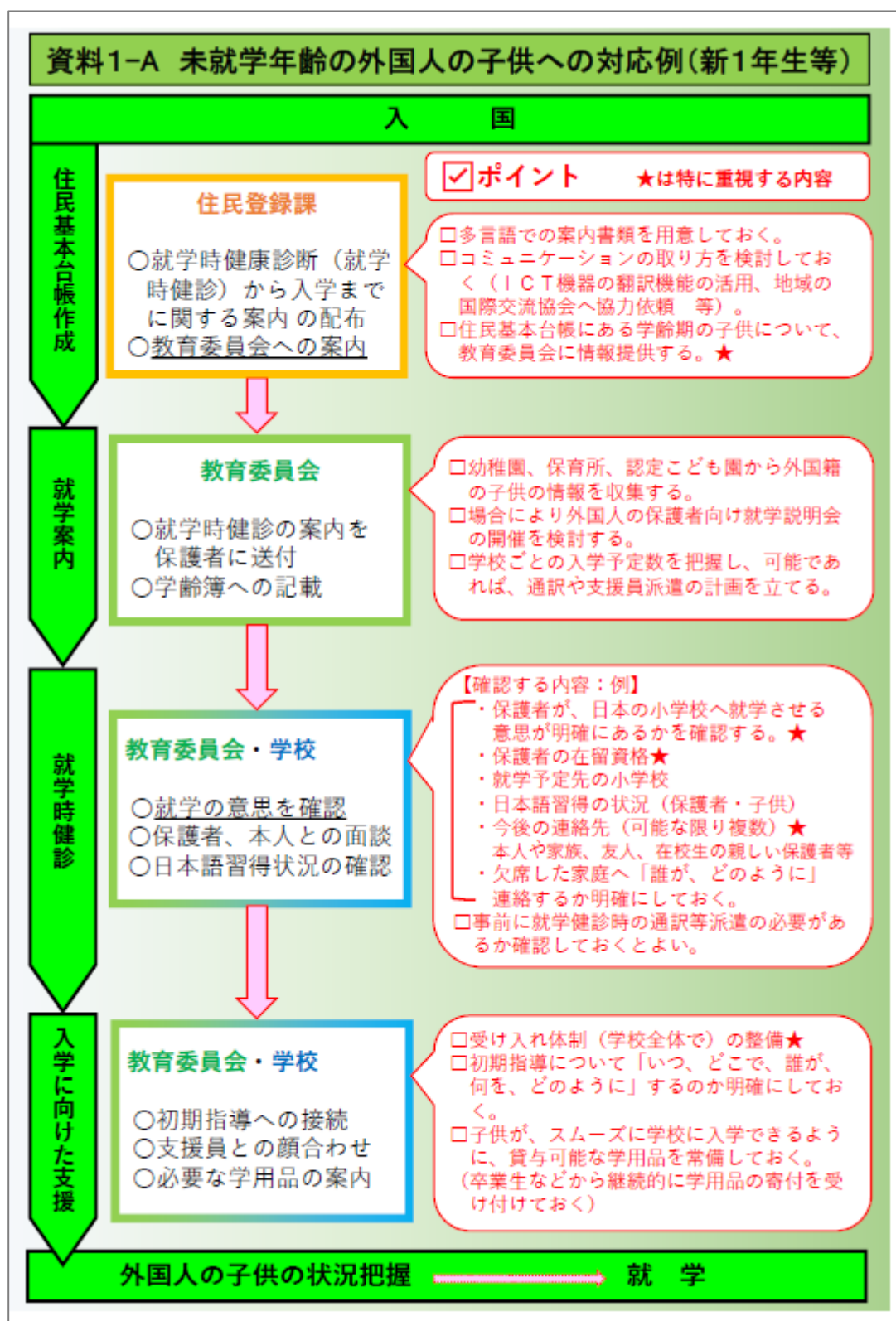
下記のWebサイトから御覧いただけます。
ぐんま外国ハーモニー
<http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/> 群馬県教育委員会

その他、以下のようなコンテンツが掲載されています。

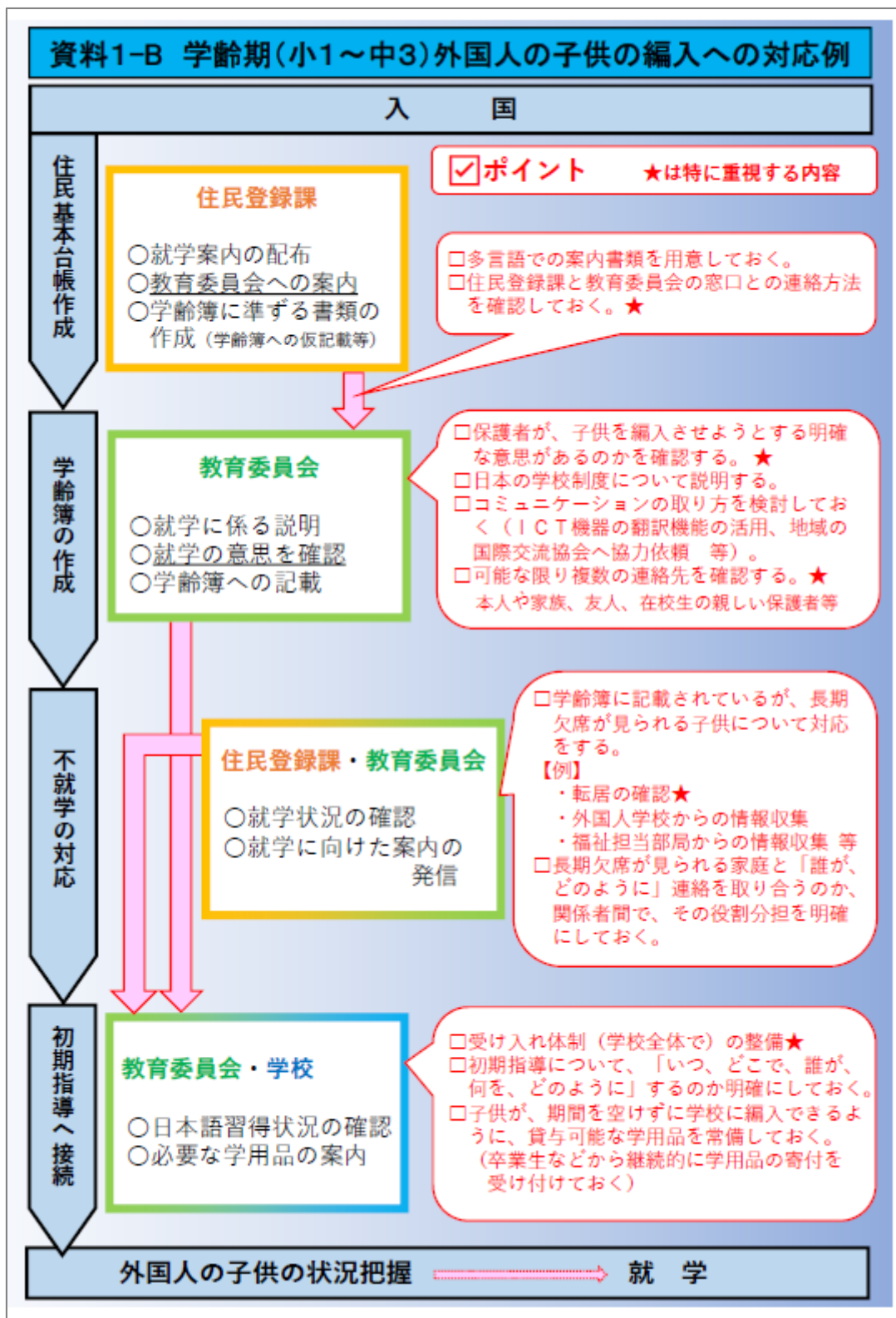
安心した受入れ	<p>就学促進資料</p> <p>新1年生や、編入学する外国人の子供の就学までの流れや対応例のポイント等について、分かりやすく紹介。</p> <p>就学案内及び学校紹介用動画 「ようこそ日本の学校へ」</p> <p>日本の教育制度や学校生活の様子について、7カ国語(日本語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語・中国語・英語)対応の動画「ようこそ日本の学校へ」が視聴できる。 <small>掲載されているリーフレットを複製・二次利用(コピー・プリント)するには、必ずご同意ください。</small></p>
地域差ない指導	<p>学校生活支援Q&A</p> <p>「受入れ準備」「学級づくり」「授業づくり」「保護者との関係づくり」等での支援について、Q&A形式で紹介。</p> <p>日本語初期指導ぐんぐんプログラム</p> <p>日本語を初めて学ぶ児童生徒に対して、特配教員や支援員等がない地域においても柔軟に活用できる「取り出し」指導プログラム。全15単元で、1単元を3~4のモジュールで構成。</p> <p>ぐんまのぐんぐんガイド-受入れ編-指導編- (県総合教育センター)</p> <p>外国人の子供の受入れ体制の整備や日本語指導、学習指導、学校生活への適正な指導を行うことを目指したガイドブック。 <small>(令和2年度県総合教育センター長期研修員作成)</small></p> <p>指導者育成参考資料</p> <p>JLTへの研修等における講義・演習資料や、日本語指導研究協議会における報告、文科省の研修動画等へのリンクなどを集めた、指導者育成のための参考資料(随時更新)。</p> <p>外国人保護者向け学校通知翻訳文書</p> <p>外国人保護者に向けて6か国語で翻訳された学校通知文書を掲載。各学校の実状に応じて編集を加えて活用できる。</p>
継続した支援	<p>支援団体等一覧表</p> <p>外国人への支援を行っている団体等を、「相談窓口等」「日本語・学習支援」「ボランティア」「イベント交流」「生活支援」の5つの分類で示した一覧表。</p>

ポータルサイト「ハーモニー」は、活用していただく皆様の御意見を参考にしながら、今後も随時更新していく予定です。

資料 1-A 「未就学年齢の外国人の子供への対応例（新1年生等）」



資料1-B 「学齢期（小1～中3）外国人の子供の編入への対応例」



資料2「対策の工夫例」

資料2

「市町村の住民登録担当課から教育委員会に保護者が向かう仕組みづくり」や「保護者の目を学校に向け、学校のことを知ってもらう」ことに関する対策の工夫例

外国人の子供等の就学に関しては、特に、「市町村の住民登録担当課から教育委員会に保護者が向かう仕組みづくり」や、「保護者の目を学校に向け、学校のことを知ってもらう」ということが課題として挙げられます。以下に、その対策の工夫例を示しましたので、市町村の実態に応じて、参考にしてください。

1. 住民登録担当課から教育委員会への直接的な案内

来日や転居してきた外国人が、地域の役所を訪れ、住民登録に関する手続きをするときは、教育委員会と学齢期の子供がいる保護者とが接触する絶好の機会となります。

住民登録担当課において、学齢期の子供がいる保護者が訪れてきたと判断した場合には、その時点において、内線電話等で教育委員会に連絡したり、可能な場合は、職員等が保護者を案内したりするなどの、連携体制をつくることが考えられます。

2. 住民登録担当課から教育委員会まで可視化して案内

外国人の子供等の保護者は、手続きの説明のとき、言語が原因でその内容や手順が十分伝わらない場合、教育委員会まで足を運ぶことができず、子供が就学をする機会を逃してしまうことがあります。

保護者との言語面での課題を取り除き、スムーズに住民登録担当課の窓口から教育委員会に向かうことができるよう、住民登録担当課から教育委員会までの道順を示した多言語の案内図を保護者に手渡したり、各課・窓口名を伝えるのではなく、各課・窓口の表示等に番号を付け、表示番号を伝え誘導したりするなど、案内を可視化する工夫などが考えられます。

3. 様々な機関や団体等に協力の依頼をして周知

住民登録担当課以外の様々な場所からも教育委員会の窓口につながられるよう、保護者が役所に手続きなどで出向く可能性の高い関係窓口、就学に関する書類を設置してもらったり、外国人の保護者の勤務先や外国人コミュニティなどにも、就学に関する情報を伝えたりすることなどが考えられます。

4. 各健康診断の機会を活用した周知

小学校入学前には、新入学児童就学時健康診断（以下、就学時健診）があり、その機会において、外国人の子供等の保護者に就学の案内に関する情報などを伝えることができます。さらには、就学時健診前の5歳児健康診断の段階から、就学に関する情報を発信していくことなども考えられます。

5. 学校公開日を活用した周知

外国人の子供等の保護者に対して、日本の学校に対するイメージを具体的にもってもらう方法として、学校公開日を活用することも考えられます。公開日の情報については、市町村の広報等に掲載したり、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、直接、知らせたりする方法等があります。

6. QRコード等での周知

現代は、携帯電話などからインターネットに簡単に接続できる環境にあり、外国人の子供等の保護者は、これらを通して得られる情報を頼りに、日常生活を送る傾向にあると言われています。そこで、QRコード等から就学に関する情報を閲覧できるようにする方法も有効であると考えられます。

外国人児童生徒等教育・心理サポート事業について

事業の目的 公立学校及び外国人学校等において、言語・文化・習慣の違い、家庭環境、経済的理由等により学校に適應できず、不登校傾向が見られる、または既に不登校・不就学になっている外国人児童生徒やその保護者を主な対象として、電話による相談対応、カウンセリングなどの心理的サポート、日本語指導・教科指導等の包括的な支援を行い、不登校の予防または不登校・不就学からの復帰を目指します。

1 スクールホットライン群馬

・外国人児童生徒や保護者等からの生活・教育などに関する相談に対し、電話等により多言語(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)で対応。

・学校、行政、医療機関等との橋渡しの支援も可能です。

Aconselhamento Educacional para estrangeiros (Grátis)
 Consultoría Educacional para extranjeros (Grátis)
 Consultation about the Education of Foreign Children (Free)
 電話による外国人の子どもの教育相談窓口(無料)
SCHOOL HOTLINE GUNMA
 TEL: 080-8730-6969
 Atendimento segundas e sextas-feiras das 10:00-21:00
 E-mail: school_hotline_gunma@gmail.com
 NPO G community, 401-1, Higashi-4th, Maebashi-shi, Gunma 371-0001

☎080-8730-6969
 E-mail: school_hotline_gunma@gmail.com
 (平日・土曜10:00~21:00)
相談無料



2 母語心理カウンセリング

・学校での出来事や親子関係の不和などの悩みを抱えている子どもや保護者に対して、心理の専門家が母語によるカウンセリングを行います。

・ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語の4カ国語に対応。



<スペイン語、英語、日本語対応>
 会場:伊勢崎市境総合文化センター
 第1水曜日 9:30~16:30
 <ポルトガル語対応>
 会場:伊勢崎市境総合文化センター
 第3・4土曜日 9:30~16:30
要予約・相談無料

3 日本語・教科学習支援

・地域の日本語指導者やボランティア等の協力により、日本語の習熟や学習の支援を行います。

・支援が必要な外国人児童生徒に対するサポートについて、学校や教育委員会等から相談していただくことも可能です。



=連絡先=
 NPO法人 Gコミュニティ 代表 本堂 晴生
 070-5021-9103
 E-mail jp.ed.gcommunity@gmail.com

4 心理コーディネーター養成講座

・専門家を講師に招き、外国人の子どもたちのサポートに必要な基礎知識や技能を学ぶことができます。

※開催日等詳細は後日チラシにてお伝えします。



5 外国人進路説明・相談会

・母国と日本の進学システムの違いや、進路に関する難しい用語、費用面のことについて説明します。

・ポルトガル語、スペイン語、英語で個別面談可能。

※開催日等詳細は後日チラシにてお伝えします。



本事業は、群馬県教育委員会からNPO法人 Gコミュニティへの委託事業です。

新潟市教育委員会

取組内容

日本語指導教員の巡回指導について

■概要

集住地域の学校に在籍している加配教員が、自校の児童生徒だけでなく、近隣学校の児童生徒の日本語指導も行う「巡回指導」の形式の取り組み。

■実施のきっかけ

加配教員の経験が少ない方が多くいたため、日本語指導協力者の講演、質疑・応答に関しては、令和3年度から計画し実施した。

※新潟市国際交流協会の参加については、平成30年度から開始。

■取組詳細

- ・4月実施の日本語指導加配担当研修会：

経験が長く、実際の指導についての経験や知識が豊富な日本語指導協力者から、大切なポイントについて講演をして頂く。小グループで質疑・応答の時間を設置。

- ・8月実施の日本語指導協力者派遣事業運営協議会・研修：

対象は日本語指導加配教員、日本語指導協力者。

新潟市国際交流協会にも参加をしてもらった。

なお、対象が決まっているため広報活動は行っていない。

【予算・財源】

日本語指導協力者が研修に参加するための旅費などについて、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用している。

【主な担当者】

教育委員会、学校支援課の日本語指導派遣事業担当の指導主事。

計画・運営を主に担う。

■成果・今後の方針

【成果】

日本語指導が必要な児童・生徒についてのよい情報交換の機会となっている。
経験が少ない加配教員にとって、実際の日本語指導のイメージをより具体的にしたり、
疑問に思っていることを相談したりする場になっており、不安の解消につながっている。

※令和4年2月に実施予定の第2回日本語指導協力者派遣事業運営協議会・研修会がコ
ロナウィルス感染拡大防止のため中止となった。

【今後の方針】

日本語指導協力者が、ICT を活用して指導できるようにタブレット端末を貸与できるよ
うに進めている。

山梨県教育委員会

取組内容

外国人児童生徒等支援事業について

■概要

外国人児童生徒等支援事業では

(1)連絡会議

(2)拠点校による日本語指導のモデル事業 ※拠点校は集住地区に設置を行っている。

■実施のきっかけ

令和2年度から、文部科学省の補助事業を活用して、「外国人児童生徒等支援事業」に取り組んでいる。

多様化する外国人児童生徒に対して、よりきめ細かな支援が行えるように、指導体制の充実や日本語指導を行う教員の指導力向上を図り、外国人児童生徒が円滑に学校生活に適應できることを目的とする。

■取組詳細

(1) 連絡会議の実施

義務教育課が主催して、年3回、日本語指導の有識者と外国人児童生徒教育に関わる関係諸機関が一堂に会し、外国人児童生徒が安心して学べる環境作りについて、情報共有、意見交換を行っている。

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策が文部科学省から報告される中で、令和3年度より、高校教育課、高校改革・特別支援課の担当者が連絡会議の構成メンバーに加わり、児童生徒の進路・進学の問題に対して、情報共有、意見交換ができていく。

連絡会議は、児童生徒や保護者を対象としていないため、周知は行っていない。

【構成員】

大学教授（座長）／国際交流協会局長／外国人児童生徒等教育アドバイザー／
NPO 法人代表／外国籍県民代表／拠点校校長及び日本語指導教員／
公立高等学校校長〔（兼）帰国外国人生徒教育会長〕／県内各地域指導主事／
国際戦略グループ（県行政）／高校教育課／高校改革・特別支援教育課／
義務教育課（事務局）

(2) 拠点校による日本語指導のモデル事業

拠点校による日本語指導のモデル事業（授業公開）は、連絡会議の構成員に事前周知を行い、授業参観と研究会を実施して、拠点校に指導助言を行った。

山梨県では、21人の日本語指導センター校担当教員が、日本語指導が必要な児童生徒に巡回指導を行っている。その日本語指導担当の先生方に、動画で拠点校による日本語指導のモデルとなる授業を見てもらい、指導改善につなげた。

新型コロナウイルス等の影響もあり、令和3年度は外国籍の保護者等に対しては周知しなかった。

【予算・財源】

予算：2,756,000円

国費：1／3 917,000円

県費：1／3 983,000円

中央市教育委員会（拠点校所属）：1／3 856,000円

【主な担当者】

(1) 連絡会議の実施

県教育委員会

(2) 拠点校による日本語指導のモデル事業

中央市教育委員会及び拠点校の日本語指導担当教員

■成果・今後の方針

拠点校である小学校での取組を基に、様々な立場の構成メンバーが、山梨県の外国人児童生徒教育を充実させるために、自身ができることを考え、情報共有、意見交換を行いながら、検討を進めている。

それぞれの立場でとらえる子供たちの状況や問題点、今後の課題を明確にすることで、外国人児童生徒等の支援について、横のつながりも広がってきている。

【課題・改善策】

連絡会議のメンバーが、多岐にわたるため、多角的に事業を進めることができていないが、

外国人児童生徒教育の範疇を超えた様々な課題や要望が多いため、対応に苦慮することがある。

⇒本事業でできることを整理し、実施してきた。

【今後の方針】

拠点校での取組を中心に据えて、日本語指導の指導改善に資する取組を、引き続き行っていく。連絡会議の構成員の先生方にもその趣旨を理解していただき、指導助言をいただく。

また、構成員の先生方の要望についても、山梨県の外国人児童生徒教育を充実させるために、できる限りの協力をしていきたい。

■参考資料（事業説明・取組資料 一部抜粋）

外国人児童生徒等支援事業（令和2年度～令和4年度）

【背景】

- 外国人児童生徒数の増加
→外国人児童生徒数667名、日本語指導が必要な児童生徒数374名（公立小中学校、R2.5.1現在）
- 母語の多様化が進行
→ポルトガル語36%、中国語19%、スペイン語10%、タガログ語6%、韓国語6%、その他23%（公立小学校、R2.5.1現在）
- 外国人児童生徒が居住する地域の集住化と散在化
→日本語指導教員が各学校を巡回し、指導にあたっている。（R3.4月～21名の日本語指導教員を18校のセンター校に配置）
→指導時間の不足、指導方法のばらつき。（教員一人あたりの平均指導児童生徒数18人）

【事業目的】
多様化する外国人児童生徒に対して、よりきめ細かな支援が行えるように、指導体制の充実や日本語指導を行う教員の指導力向上を図り、外国人児童生徒が円滑に学校生活に適應できることを目指す。

【事業内容】

拠点校による日本語指導のモデル事業

- 集住化が進み、多くの外国人児童生徒を受け入れている学校を拠点校とし、受入れ・指導体制の構築を図る。
- ・日本語指導支援員の配置
- ・「特別の教育課程」の編成
- ・DLA（言語能力測定ツール）を活用した実践研究の実施
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・日本語指導の授業公開

連絡会議の実施

- 日本語指導の有識者と各関係諸機関が連携し、外国人児童生徒が安心して学べる環境作りについて検討する。
- ・本県における外国人児童生徒の受入状況の把握と課題分析
- ・支援環境の改善、教師等の指導力の向上について、拠点校での取組を検証・分析し、県下に周知を図る。

期待される効果

- 効果的な日本語指導実践の蓄積及び交流
- DLA（言語能力測定ツール）の実施率の向上
- 「特別の教育課程」による指導目標の達成
- 県及び市町村間の連携を進めるネットワークの構築

① 拠点校
② センター校及び各学校
③ 県下への周知実践の共有化

外国人児童生徒に対するきめ細かな支援の充実

令和3年度 山梨県外国人児童生徒支援連絡会議 報告シート【大学】

所属部署、団体名	山梨大学教養教育センター		
	同 教育学部日本語教員養成プログラム運営委員会		
役職	山梨大学教養教育センター教員 同 教育学部日本語教員養成プログラム運営委員	氏名	

1. 現在、取り組んでいる施策、活動について（概要）
山梨大学教育学部の特色ある取り組みとして、国内外一歩横断型の日本語教員養成プログラムを運営している。本プログラムは、「日本語教育のための教員養成につ26単位以上の修得により、山梨大学から「修士証」を発専門科目として、「日本語教育概論」「日本語教授法・音韻」「日本語の文字・表記・語彙」「日本語の文法理学」「言語習得論」等の科目を開講している。日本語教育実習には2科目（選択必修）があり、実習実習を、実習Ⅱでは外国人児童を対象にした教育実習を。

2. 施策、活動の経緯、経過（概略）
山梨大学教育学部では、2008年4月に国際共生社会課日本語教員養成プログラムを開講した。以来、現在まで2014年に教育学部の改組により国際共生社会課程が廃止学校教育課程に一本化され、本プログラムの目標も国語教育を担う教員の養成へとシフトさせてきている。

3. 施策、活動の現時点での成果（見込まれる成果）
2019年に「日本語教育の推進に関する法律（日本語教員養成推進法）」が施行された。また、文化庁文成・研修の在り方について」も公開され、日本語教師の必要な資質・能力が示されている。これらの施策を背景に、日本の学校でも、外国人児童後ますます整備されていくと予想される。山梨大学では言語としての日本語教育（JSL）を行うことができる人材外国人児童生徒等教育の充実を図っていきたい。

4. 施策、活動の現時点での課題
「日本語教育実習Ⅱ」では、現在、甲府市教育委員会を指導いただいている。ただ今後、実習校、指導教員が性も出てくるのではないかと危惧している。

5. 課題解決に向けて考えられること
日本語指導センター校で、毎年一定数の実習生を受けで協定を結び、日本語教育実習の受け入れ体制を整備し

6. 今後、予定されている施策、活動、取り組み等
本学で日本語教員養成プログラムを修了する学生は毎梨県の外国人児童生徒等教育を全体的に底上げするためむしろ多くの学生に基礎教育を実施することも検討する。公認日本語教師を考慮に入れるならば、養成段階において

令和3年度 山梨県外国人児童生徒支援連絡会議 報告シート【市町村教委】

所属部署、団体名	甲府市教育委員会		
役職	指導主事	氏名	

1. 現在取り組まれている施策、活動等について（概要）
・市独自に母語を話せる日本語指導員を採用し、特にあまり日本語が話せない児童生徒の初期指導にあたっている。（中国語・韓国語・ポルトガル語・英語）
※通訳事業も兼ねており、三者懇談等で活用している。
・各校の小学校就学に向けた保護者説明会に際し、希望があれば上記母語による説明をする機会を設けている。
・山梨大学の日本語指導に関する教育実習生を受入れ、人材育成に協力している。
・日本語指導員、センター校教諭による担当者会を月に1回設定し、児童生徒の情報交換や指導法の交流等を行っている。

2. 施策、活動の経緯、経過（概略）
・日本語指導員の先生方は、少しずつメンバーは替わっているが、基本同じ先生が、かなり長いこと甲府市の日本語指導に関わっているため、甲府市の日本語指導に関して、よく理解してもらっている。数年にわたり継続して児童生徒を見ているケースもあり、学校や児童生徒とも信頼関係を築いている。

3. 施策、活動の現時点での成果（見込まれる成果）
・日本語が不安な状態でも、母語を話せる環境により、安心して学習に取り組んでいる。
・学習以外でも、母語が使えることで、担任の先生には言えない悩みを話すなど、精神的なサポートにもつながっている。

4. 施策、活動の現時点での課題
・外国籍の児童、生徒も多様化しており、全ての言語に対応できている訳ではない。（特に最近増えているベトナム語）
・長年、甲府市の日本語指導に関わってもらっている反面、日本語指導員の高齢化も進んでおり、仕事を辞めるとなった時の人材確保に不安がある。

5. 課題解決に向けて考えられること
・日本語指導員のつながりの中で、人材を紹介してもらうようにしていく。

6. 今後、予定されている施策、活動、取り組み等
・今のところ、特になし。

7. その他
・特になし。

愛知県教育委員会

取組内容

プレスクールのマニュアル作成について

■概要

プレスクール実施マニュアルの作成・普及・実施等を行う。

■実施のきっかけ

2006年度～2009年度にプレスクールモデル事業を実施。

愛知県は全国的に見ても日本語指導が必要な子どもが多いため、外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、早期に学校生活に適應できるようにすることを目指し、取組を始めた。

■取組詳細

2006年度～2009年度にプレスクールモデル事業を実施し、それを元に2009年10月に「プレスクール実施マニュアル」を作成。作成したマニュアルはHP上 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000028953.html> で公開している。

2009年度からは、更なる普及のために、市町村及び市町村国際交流協会等を対象にプレスクール普及説明会を開催している。

普及説明会は、市町村職員（多文化共生関係部署、子育て支援関係部署、教育関係部署）やNPO等民間団体を対象とし、講演や事例報告を行う。

関係団体とプレスクール実施状況等の情報共有も行っている。

【予算・財源】

2021年度予算額：91,000円

【主な担当者】

プレスクールマニュアルの作成やプレススクールの普及については、

愛知県 県民文化局 県民生活部 社会活動推進課 多文化共生推進室が担当。

プレススクールの実施主体は、

愛知県の調査では、NPO等民間団体や学校、市町村教育関係部署等。

■成果・今後の方針

【成果】

ブレスクール実施市町村が 2014 年度から 2020 年度までの7年間で、15 市町から 18 市町までに増加した。

【実施中の困ったこと・改善策】

市町村ごとに事情が異なり、実施の有無や内容に差が生じている。

市町村によって財政措置が難しく、継続的且つ十分な財政支援が必要である。

多文化共生関係部署に留まらない施策であるため、教育委員会との十分な連携が必要である。

【今後の方針】

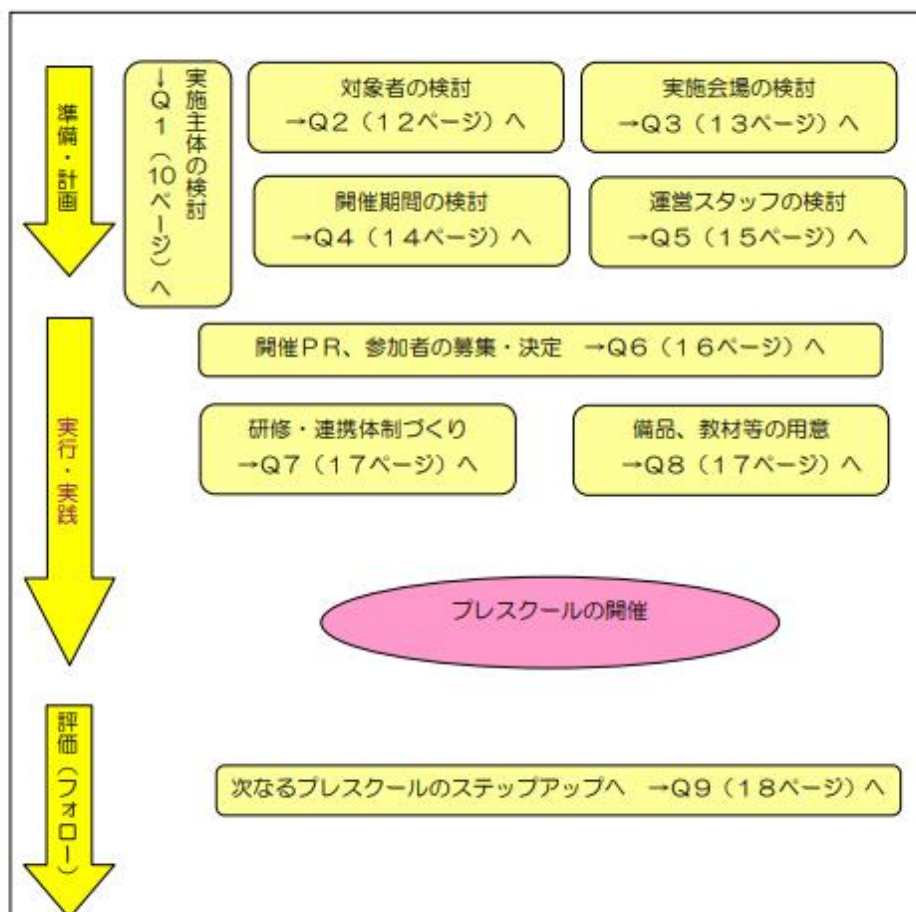
愛知県内市町村に対する日本語初期指導教室の運営にかかる補助。

■参考資料（愛知県「プレスクール実施マニュアル」より一部抜粋）

第1章 プレスクール事業を企画・運営する際のポイント(Q&A)

プレスクールは、子どもの成育にかかわる大切な事業ですので、「準備・計画 (PLAN)」、「実行・実践 (DO)」、「評価 (SEE)」のプロセスを踏まえた仕組みづくりがとても重要です。

本章では、プレスクール事業を企画・運営する際のポイントについて、「Q（想定される疑問点）&A（アドバイス）方式」でわかりやすく紹介していきます。プレスクール事業は、このような流れですすめていくとよいでしょう。



■参考資料（愛知県「プレスクール実施マニュアル」より一部抜粋）

Q1 どのような組織がプレスクール事業の実施主体となりますか？

プレスクール事業の実施主体としては、市町村の「教育委員会」、「多文化共生担当課」、「幼稚園・保育園担当課」のほか、「外国人支援団体（国際交流協会など）」などが考えられます。

考えられる実施主体には、それぞれにより点と課題点が考えられます。下記の表を参考にし、プレスクールが実施される地域の実情に合わせて最も効果的な実施主体を検討しましょう。

	よい点	考えられる課題点
教育委員会・ 学校教育担当課 (小学校含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学（小学校入学）後の指導と連動した指導ができること（小学校担任教員との連携や調整） ・指導者など人材に関する情報が豊富 	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携や調整
多文化共生担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携や調整 ・外国人住民に関する情報が豊富であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前指導に関する経験 ・指導者などの人材確保
幼稚園・保育園担当課 (幼・保育園、外国人向け託児所含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・在園児の指導時間・場所を柔軟に確保できること ・園児の情報が指導計画に反映できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・不就園者への対応 ・指導者などの人材確保
外国人支援団体 (国際交流協会など)	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語の情報や外国人住民に関する経験や蓄積が豊富 ・多言語に対応できる人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営資金の確保 ・住民に関する情報（個人情報）の扱い

どの組織が実施主体になった場合でも、プレスクール事業を進める上では、幼稚園や保育園、小学校、庁内の各関係課、外国人コミュニティなど、他機関・他組織との連携・協力がとても必要となります。こうしたことから、実施主体は、プレスクール事業のコーディネート（調整・調和）を図るため、担当者をコーディネーターとして明確に位置付けるとよいでしょう。なお、このコーディネーターは、プレスクールの指導者とは求められる能力等が異なるということからも、プレスクールの指導者とは別にした方が効果的です。また、コーディネーターは個人情報を取り扱うことが多くあるので、その点にも十分配慮する必要があるでしょう。

■参考資料（愛知県「プレスクール実施マニュアル」より一部抜粋）

2 プレスクールの組み立て

プレスクールの組み立ては、次のような流れで行います。

1 情報収集 →3（23ページ）へ

プレスクールの活動を開始する前に子どもの生育環境や日本語の力について情報収集をします。

- (1) プレスクールの案内を作成しましょう。 →3（1）（23ページ）へ
- (2) プレスクール申込書と保護者への調査票を作成しましょう。
→3（2）（25ページ）へ
- (3) 幼稚園・保育園、外国人向け託児所関係者から子どもの様子を聞きましょう。
→3（3）（27ページ）へ
- (4) 子どもへの語彙調査をしましょう。 →3（4）（30ページ）へ



2 指導計画の作成 →4（31ページ）へ

集めた情報を参考にして、クラス編成、指導時間などを考え、教材教具を用意しましょう。



3 プレスクールのカリキュラム →5（38ページ）へ



4 保護者や関係者との情報共有 →6（52ページ）へ

プレスクールの活動を通じて得られた子どもの様子や情報を保護者、幼稚園・保育園等と共有し、さらに入学先の小学校へそれらの情報を繋げることが重要でしょう。

これらの過程では様々な個人情報を扱うことになりますので、事業主体として、適切に管理することが必要となります。

■参考資料（愛知県「プレスクール実施マニュアル」より一部抜粋）

＜プレスクールの案内（例）＞

“プレスクール”にさんかしませんか！

にほんのがっこうのルールが、わからないからしんばい

しょうがっこうにはいるまえに、がっこうのことをたのしくおしえてもらえないかしら？

こどもは、にほんごがわからないけれど、しょうがっこうでこまらないうしら？

1. “プレスクール”とは：
しょうがっこうにひつようなにほんごやがっこうのルールを、にゅうがくまえにまなびます。プレスクールでがくしゅうすること、しょうがっこうせいかつがスムーズにスタートできるようにしえんします。
2. プレスクールのこども
2010ねんの4がつにしょうがっこうににゅうがくするこども
3. ばしょ：
とよはしょうちえん／はんだほいくえん／こまきこうみんかん／ちりゅうしょうがっこう
4. きかん・じかん：
2010ねん1がつ～2010ねん3がつ まいしゅうげつ・すい・きんようび
10：00～11：00
5. そのた：
 - ・じゅこうりょうやきょうざいひはかかりません。むりょうです。
 - ・けがやびょうきのばあいは、ほごしゃにれんらくをします。
 - ・やすむときは、かならずれんらくをしてください。
 - ・さんかもうしこみしよつきのアンケートを、OがつOにちまでにだしてください。

といあわせきき： 00-0000
(たんとうしゃ：)

- 24 -